

THE KOMATSUGAWA
SHINKIN BANK REPORT

小松川信用金庫の

現況

2024



これからも (お客様・職員家族・金庫) “三者共栄”の 基本姿勢を 貫いてまいります。



会長 高橋 桂治

理事長 小杉 義明

会員並びにお取引先の皆様には平素より当金庫に対しまして格別なお引き立てを賜り、心より御礼申し上げます。

2024年6月27日開催の総代会及び臨時理事会において、前理事長の高橋桂治の後任として7代目理事長に私、小杉義明が就任いたしました。理事長就任にあたり、その任の重さを日々痛感しております。当金庫が今日を迎えることができましたのも、地域の皆様のご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。今後も、地域経済の繁栄のためにスピード感のある仕事の徹底を図り、専心努力してまいります。

さて、2023年度は、中期経営計画（2022～2024年度）の2年目であり、同計画で掲げた3本柱【貸出金利息・貸出先数純増（事業者先）・当期純利益】の達成を目標に事業展開を図り、貸出金利息及び当期純利益において、計画目標を上回る成果を上げることができました。

2023年度は、人件費や原材料価格の高騰等により、厳しい経営環境にある地域事業者への課題解決として、資金繰り支援及び本業支援に取り組み、当金庫の主要業務である貸出金残高が増加となりました。

その結果として、収益の柱となる貸出金利息については18億1百万円計上となり、事業計画の目標に対し6千6百万円上回るすることができました。

経費面では2023年7月に本店店舗内に中平井支店を移転（店舗内店舗）し、コスト削減や人員確保などの経営効率の改善を図りました。

2023年度の決算状況においては、貸出金利息の増加等を主要因として、経常利益は4億4千6百万円となり、当期純利益は最終的に事業計画を上回る3億2千9百万円の計上となりました。

なお、貸出先数純増目標については、新型コロナウイルス緊急支援融資を利用された事業者のうち、業況が改善された事業者の貸付期限前完済が増加したことから、事業計画目標を下回る結果となりました。

当金庫は、今後も地域事業者への円滑な資金供給に努め、地域のお客様の豊かな生活を確保するためにコンサルティング機能を発揮し、課題解決に向け各種商品及び情報を提供することで、地域金融機関として地域に貢献してまいります。

自己資本比率の算定については、新自己資本比率規制（パーゼルⅢ）を適用しています。自己資本比率は、国内基準で4%以上を求められていることに対し、内部留保の積上げに努めた結果9.15%となりました。

金融環境は、「金利のある世界」に移行しつつあり、預金

利息などの支出の増加が先行し、当面の間、金融機関の経営環境は厳しさが続くものと予想されています。そのような状況下でもお客様に良質なサービスを提供するためには、安定的な収益を確保する必要があり、収益力向上と経費・コストの削減を同時に進めることが求められています。また、働き方改革に伴う人手不足や、金融機関に限らず、人材確保が困難となっている現状から、DXによる業務改善に積極的に取り組むことが必要となっております。

当金庫の存在価値発揮のために、face to faceの信用金庫の原点に回帰し、運転資金・設備資金といった事業性融資推進を軸に据えて、事業承継問題や相続対策を含むお客様の悩みや課題に対応いたします。高齢者の方への対応においても一緒に考え、民事信託、リバースモーゲージ、指定代理人制度（そなえ）等を提案することでお客様との信頼関係を築き、お客様の資産形成に役立つ多様な資金ニーズに応えることで、適正金利での貸出金残高増加を実現してまいります。この当金庫の存在価値の発揮こそが、「ビジネスモデルの再構築」や「経営の持続可能性」を高めるものと考えております。

また、取引先企業に対する円滑な資金供給に加えて、「コンサルティング機能の強化」、「金融仲介機能の強化」をお客様本位の金融サービスの一環と捉え、より深度ある取組を進めてまいります。そのためには、人材育成の強化を図り、“人材”とすべく様々な機会・方法を検討し、個々の「コンサルティング能力」向上への実効性の高い取組を組織的に推し進めてまいります。

社会のグローバル化が進む中においても“信用金庫らしさ”を失わず、創立以来の健全堅実な経営を目指す事業方針を貫き、全役職員が「三者共栄」の基本理念に基づき、三者（お客様・職員家族・金庫）が共に「豊かで潤いのある生活」の実現を目指し、きわめて誠実にお客様に寄り添い、お客様の課題を見出し、決めた事柄を速やかに解決・実行する「至誠励行」（しせいれいこう）の精神で邁進する所存であります。

今後とも旧に倍するご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024年7月

理事長 小杉 義明

経営理念

当金庫は1918年(大正7年)11月の創業以来、中小企業の発展と国民大衆の繁栄と豊かな暮らしづくりのお手伝いをモットーに、地域社会の発展と共に歩んでまいりました。

お客様(会員・取引者)の発展があってこそ小松川信用金庫があり、職員のたゆまざる努力と安定した生活があって当金庫があるという「三者共栄」の基本姿勢を貫いてまいりました。これからも“小松川信用金庫”らしさを大切に、お客様、職員家族、金庫がお互いに幸せで、そして全てが豊かでうるおいのある生活を実現し、皆様のために一層お役に立てる信用金庫を目指して最善を尽くしてまいります。

経営方針

信用金庫の特色である協同組織性、地域性、中小企業専門性を発揮して、国民大衆の幸福と地域社会経済の発展並びに繁栄に努めてまいります。そのために、地域諸団体との連携を強化し、地元住民の生活の向上と地元中小企業の健全なる育成を図ってまいります。

これらを実現するために、役職員一同は、「**至誠励行**」(きわめて誠実にお客様に寄り添い、お客様の課題を見出し、決めた事柄を速やかに解決・実行することが重要であり、その積み重ねにより**自ら作成した事業計画を腹に落とし、目標を達成する**)の精神と使命感と緊張感をもって積極的な行動力を発揮し、総力を結集して、信用金庫の「使命共同体」としての役割を確実に果たすよう努力いたします。

経営姿勢

地域の発展を願い地域の皆様から信頼され
お役に立つ金庫を目指し
調和のとれた堅実経営に努めます。

当金庫の概要 (2024年3月31日現在)

| | | |
|-----|---------------------------------------|------------|
| 名称 | 小松川信用金庫 (KOMATSUGAWA SHINKIN BANK) | |
| 所在地 | 東京都江戸川区平井6丁目23番23号 | |
| 設立 | 1918年(大正7年)11月11日 | |
| 理事長 | 高橋 桂治 | |
| 業容 | 預金積金 | 163,176百万円 |
| | 貸出金 | 100,663百万円 |
| | 出資金 | 607百万円 |
| | 店舗数 | 10店舗 |
| | 会員数 | 9,875人 |
| | 役職員数 | 159人 |

もくじ

| | |
|-------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 決算ハイライト | 3 |
| 金庫の沿革 | 5 |
| 経営改善支援や地域の活性化への取組 | 7 |
| 主な手数料一覧 | 12 |
| お客様へのメッセージ | 13 |
| トピックス | 15 |
| 総代会の概要 | 17 |
| 営業上の重要方針・指針等 | 19 |
| 組織 | 22 |
| 営業のご案内(主な商品) | 25 |
| 営業のご案内(各種サービス他) | 27 |
| リスク管理体制 | 28 |
| 経営の内容 | 30 |
| 自己資本の充実の状況 | 45 |
| 報酬等に関する開示事項 | 53 |
| ディスクロージャー開示項目一覧 | 54 |

小松川信用金庫
公式キャラクター「こまちゃん」

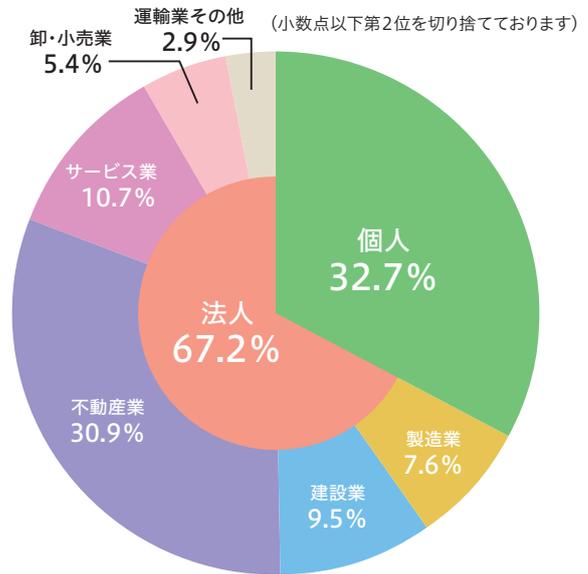


貸出金の推移

貸出金は小口多数を基本に、特定の業種に偏ることなく、様々なお客様の資金需要にお応えしております。

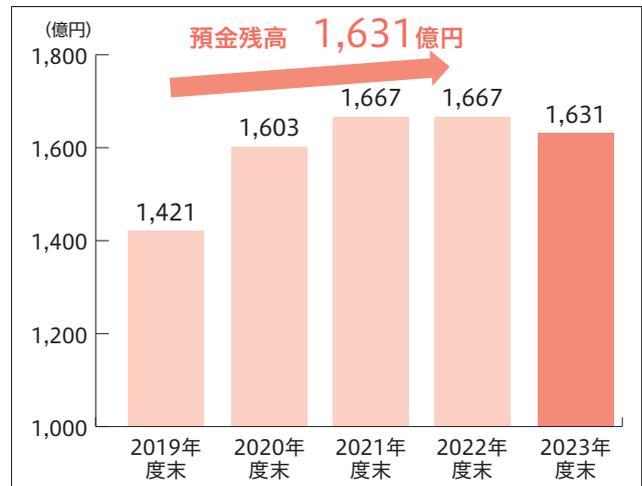


幅広いお客様とお取引



預金の推移

預金は各種キャンペーン商品を豊富に取り揃えることで、独自性やお客様にとってのメリットがある商品をご提供しております。



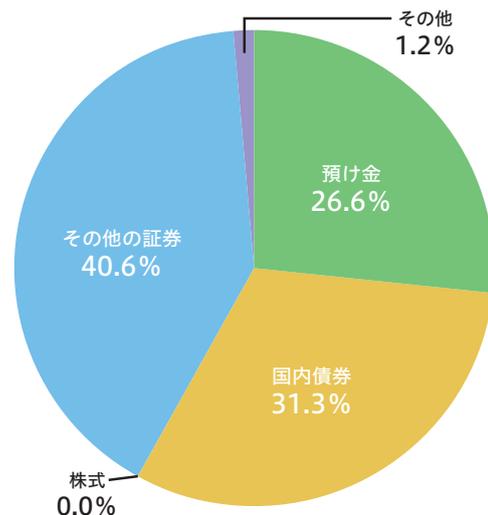
有価証券等の運用

当金庫では、お客様のご預金をご融資以外に預け金や有価証券で運用しております。

資産・期間・投資タイミングの分散を図るなど運用リスクを抑制しつつ、安定的な利息配当金収入の確保に努めております。

安全性重視で運用

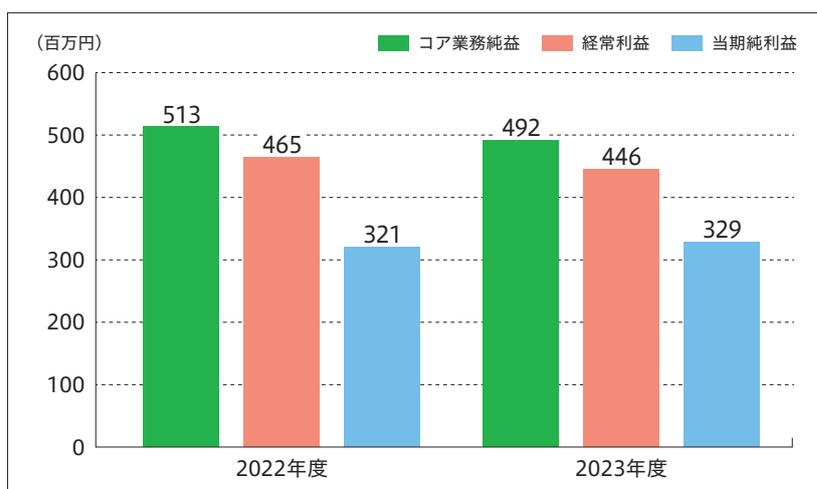
(小数点以下第2位を切り捨てております)



損益の状況

金融機関の収益環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、コア業務純益は492百万円（計画比プラス50百万円）、経常利益は446百万円（計画比プラス207百万円）、当期純利益は329百万円（計画比プラス162百万円）となり、いずれも事業計画を上回る収益を計上することができました。

当期純利益 329百万円



自己資本の状況

自己資本比率は9.15%であり、信用金庫に求められている国内基準である4%を大きく上回る結果となりました。

自己資本額 8,988百万円
自己資本比率 9.15%

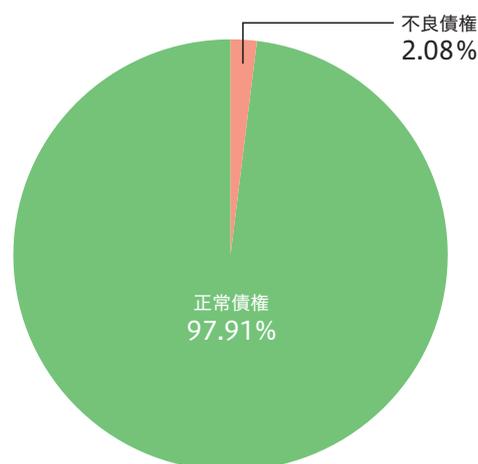


不良債権の状況

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権比率は、2.08%です。

当金庫は不良債権の未然防止・早期回収に努め、貸出条件変更等にも柔軟な対応を図りながら、資産内容良化に努めています。また、十分な自己資本を保有しているため、不良債権に対する備えは万全です。

不良債権額 21億円 不良債権比率 2.08%



(小数点以下第3位を切り捨てております)

| | | |
|------------|---------|--|
| 1918.11.11 | (大正7年) | 「有限責任小松川町信用購買組合」設立 東京府南葛飾郡小松川町大字逆井126番地 初代組合長 川野 濱吉 就任 |
| 1920. 2.21 | (大正9年) | 東京府南葛飾郡小松川町西小松川74番地に移転 |
| 1927. 2. 7 | (昭和2年) | 東京府南葛飾郡小松川町4丁目4番地に定款変更(耕地整理による地番変更) |
| 1932. 2.13 | (昭和7年) | 「有限責任小松川町信用組合」に名称変更(購買事業の廃止に伴う名称変更) |
| 1933. 2.19 | (昭和8年) | 「有限責任小松川信用組合」に名称変更(江戸川区誕生に伴う名称変更) |
| 1934. 1.30 | (昭和9年) | 第2代組合長 雨宮 久太郎 就任 |
| 1934. 7 | (昭和9年) | 小松川4丁目29番地に移転 |
| 1935.10.28 | (昭和10年) | 第3代組合長 土谷 谷五郎 就任 |
| 1940. 2 | (昭和15年) | 第4代組合長 鈴木 文太郎 就任 |
| 1940.12 | (昭和15年) | 平井1丁目978番地に移転(現・平井3丁目) |
| 1945. 3.10 | (昭和20年) | 東京大空襲により組合事務所罹災 鈴木 文太郎組合長宅を仮事務所に |
| 1950. 2.28 | (昭和25年) | 「小松川信用組合」に改組(中小企業等協同組合法による改組) |
| 1950. 6.28 | (昭和25年) | 平井2丁目879番地に移転(平井駅前通り商店街内) |
| 1952. 6. 1 | (昭和27年) | 平井支店 開店 |
| 1952. 9. 4 | (昭和27年) | 「小松川信用金庫」に改組 初代理事長 鈴木 文太郎 就任(信用金庫法による改組) |
| 1957. 4. 1 | (昭和32年) | 平井支店 新築移転(平井6丁目23番地23号) |
| 1959. 4. 1 | (昭和34年) | 本店を現在地(江戸川区平井6-23-23)へ移転 (平井支店を本店とし、旧本店を平井支店とする) |
| 1964.12. 2 | (昭和39年) | 菅原橋支店 開店(江戸川区松本町145番地 現・江戸川区松本1-25-16) |
| 1969.12. 6 | (昭和44年) | 平井支店 新築移転(江戸川区平井4-8-1) |
| 1972.12. 6 | (昭和47年) | 奥戸支店 開店(葛飾区奥戸2-41-17) |
| 1972.12.19 | (昭和47年) | 第2代理事長 鈴木 秀次郎 就任 |
| 1978. 5.29 | (昭和53年) | 東四つ木支店 開店(葛飾区東四つ木4-25-12) |
| 1978.11.11 | (昭和53年) | 創立60周年を迎える |
| 1984.10.17 | (昭和59年) | 中平井支店 開店(江戸川区平井6-51-18) |
| 1984.12. 3 | (昭和59年) | 市川南支店 開店(市川市大和田4-19-2) |
| 1988.11.11 | (昭和63年) | 創立70周年を迎える |
| 1989. 2. 7 | (平成元年) | 鹿骨支店 開店(江戸川区鹿骨3-16-1) |
| 1989. 5.11 | (平成元年) | 第3代理事長 横塚 彰彦 就任 会長 鈴木 秀次郎 就任 |
| 1990.11.14 | (平成2年) | 亀戸支店 開店(江東区亀戸5-44-7) |
| 1991. 6. 7 | (平成3年) | 営業地区を足立区・松戸市・船橋市に拡張 |
| 1992.10. 7 | (平成4年) | 篠崎支店 開店(江戸川区篠崎町6-15-21) |
| 1995. 5.26 | (平成7年) | 営業地区を八潮市・三郷市に拡張 |
| 1998.11.11 | (平成10年) | 創立80周年を迎える 創立80周年記念式典 開催(明治座) |
| 2001. 4. 2 | (平成13年) | 城東地区6信用金庫による業務提携「シグマバンクグループ」発足 |
| 2002. 3.25 | (平成14年) | 市川南支店 移転(市川市平田4-3-4) |
| 2004. 6.24 | (平成16年) | 第4代理事長 羽下 博 就任 会長 横塚 彰彦 就任 |
| 2008.11.11 | (平成20年) | 創立90周年を迎える 創立90周年記念式典 開催(明治座) |
| 2009. 8. 4 | (平成21年) | シグマバンクグループ第1回「ビジネス交流会」開催 |
| 2012. 6.22 | (平成24年) | 第5代理事長 江島 貞男 就任 会長 羽下 博 就任 |
| 2016. 6.20 | (平成28年) | 第6代理事長 高橋 桂治 就任 |
| 2016.12. 1 | (平成28年) | 鶴岡信用金庫(山形県)と連携協定締結 |
| 2017.11.11 | (平成29年) | 公式キャラクター「こまちゃん」誕生 |
| 2018.11.11 | (平成30年) | 創立100周年を迎える 創立100周年記念式典 開催(江戸川区総合文化センター) 新シンボルマークの制定 |
| 2023. 7.18 | (令和5年) | 中平井支店 本店店舗内に店舗移転(店舗内店舗) |
| 2024. 6.27 | (令和6年) | 第7代理事長 小杉 義明 就任 |

この1年の歩み

2023年

4月

4月 1日 小松川信用金庫 SDGs宣言を発表



6月

6月 2日 日本赤十字への募金寄付

6月12日 信用金庫の日（6月15日）周知活動
として清掃活動を実施
6月16日

6月26日 第106回通常総代会を開催

7月

7月18日 中平井支店の移転
（本店の店舗内店舗）を実施

8月

8月4日 シグマバンク
グループ 第12回
ビジネス交流会を開催



8月 9日 江戸川区環境みらい基金「資源持ち
去り対策連携協力覚書」を締結

10月

10月7日 荒川クリーンエイド
（清掃活動）の実施



10月11日 第40回合同こましん会
（ゴルフ競技会）を開催

10月29日 江戸川区主催「ハロウィン環境キャラ
クターショー」へ参加

11月

11月 6日 創立105周年 創立記念ウィーク
（11月11日）清掃活動を実施

11月15日 第12回新現役交流会を開催

11月20日 「晩秋の京都・滋賀三日間の旅」を実施

12月2日 第1回こましん
マルシェを開催



12月

12月26日 江戸川区主催「クリスマス eco イル
ミネイト」に参加

2024年

2月

2月1日 スマホ決済サービス
「Bank Pay」の利用開始



2月 1日 令和6年能登半島地震
救援千円募金寄付

2月17日 こましんえど
がわ創業塾を開催



2月21日 「こたら送金」
の利用開始

3月 5日 ふれあい・ウェルクラブ1泊旅行「信
州松本 美ヶ原温泉の旅」を実施

3月14日 優良企業表彰式

3月18日 中小企業支援策検討のための
「東京チームサポートアシスト会議」を開催



3月

3月19日 第30回新春講演会を開催

①中小企業の経営支援に関する取組状況

当金庫では、営業店と企業支援専担部署の連携による取引先に対する経営改善支援の取組に加えて、外部の中小企業診断士等の活用を図るなど、取引先企業に対する経営相談・支援に取り組んでおります。

経営状態の厳しい先を対象に経営改善支援先を選定していることから、多数の取引先のランクアップは難しい状況下ではありますが、2023年度は、経営改善支援先から3先のランクアップ実績を上げております。

a. 創業・新規事業開拓の支援

| | | | |
|----|-----|----|-------|
| 件数 | 14件 | 金額 | 56百万円 |
|----|-----|----|-------|

b. 成長段階における支援

取引企業間のビジネス機会創出・親睦を図る取組や大多数の事業者が課題に掲げる販路拡大に資する「ビジネス交流会」、また、様々な経営上の課題解決を図ることを目的とする「新現役交流会」を過年度から継続的に実施しております。

◆ビジネス機会の創出や課題解決に向けて「ビジネス交流会」の開催

シグマバンクグループ（足立成和信金・亀有信金・東榮信金・当金庫）は業務提携活動として「ビジネス交流会」を開催しております。会場には「課題解決相談エリア」を新設し、東京都よろず支援拠点、東京税理士会、東京弁護士会などの外部専門機関を招聘、ビジネスマッチングに加え、取引先企業が抱える多種多様な課題解決の機会提供にも取り組んでおります。2023年8月には、第12回シグマバンクグループ「ビジネス交流会」を開催いたしました。



◆「新現役交流会」の開催

「新現役交流会」は、豊富な実務経験や専門性のある人材が不足しがちである取引先中小企業と新現役（企業を退職した人、退職予定者など）との「人材マッチング」を行う取組です。2023年11月には、第12回「新現役交流会」を開催いたしました。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

◆「経営者保証に関する取組方針」及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関する「ガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- ① お客様から融資等資金調達のお申込みがあった場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ② 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ③ 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ④ お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うと共に、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

- ⑥ お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2)「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

| | 2023年度 |
|---|--------|
| 新規に無保証で融資した件数（ABLを活用し、無保証で融資したものは除く） | 844件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 49.6% |
| 新規融資のうち監督指針に基づく適切な対応を行った割合 | 100.0% |
| 保証契約を解除した件数 | 32件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る) | 0件 |

d. 金融仲介の取組

当金庫本店が所在する江戸川区をはじめ、商工会議所、法人会、中小企業再生支援協議会、中小企業振興公社、日本政策金融公庫等とも連携強化を推し進めると共に、外部専門機関・諸団体とも幅広く連携しながら、地域金融機関として実効性のあるコンサルティング機能や金融仲介機能を発揮すべく取組の強化を図っております。

◆ 日本政策金融公庫との協調融資商品の推進

2017年10月から、日本政策金融公庫と創業企業向けの「こましん創業サポートローン」、地元中小企業向けの「こましん地域サポートローン」の2つの協調融資商品の取扱を開始し営業店の積極的な推進により、協調融資商品で多くの取扱実績を挙げております。また、2020年2月からは協調融資のラインアップを充実させ、「創業」、「成長」、「事業再生」、「事業承継」の企業のライフステージに合わせた円滑な資金提供と資金調達手段の多様化が、当金庫と日本政策金融公庫との相互連携により可能となっております。

◆ 東京都よろず支援拠点や東都経営力向上センターなどの活用

東京都信用金庫協会が実施機関となっている「東京都よろず支援拠点」は、国が設置する中小企業・創業希望の方などのための経営相談所で「無料で」、「何回でも」取引先企業が抱える“よろず”の課題などに対して相談できる機能を有しています。2023年度には、取引先4企業が同拠点への相談を通じて課題解決に向け取り組みました。

当金庫では、職員のコンサルティング能力向上に努めておりますが、特に専門性の高い課題に対しては、即効性や実効性を鑑み、業務連携している外部専門機関への仲介を適時実施しております。

同じく業務連携している「東都経営力向上センター」は中小企業診断士を中核とする他土業専門家を加えた“ワンストップ”の課題解決機能を有する機関です。

同センターは幅広い業務を行っておりますが、特に強みとする設備投資などに対する各種補助金・助成金申請に対して、取引先企業の申請書作成において事務負担軽減や保有するノウハウを活かして高い採択率を挙げていることから、同センターとの個別相談会実施や取引先企業の依頼に基づき、同センターへの取次を適時実施しております。本取組は過年度から実施しており、これまでに多くの採択実績を挙げております。

◆ 「こましんえどがわ創業塾」の開催

地域金融機関である信用金庫には、コンサルティング機能と金融仲介機能を十分に発揮することが求められております。

地域における開業率が低迷している中、当金庫は経営改善支援に対する実践力強化の取組の一環として、創業支援に積極的に取り組んでおります。

江戸川区は、国から産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」（地域の創業を促進させるため、市区町村が民間事業者等と連携し創業支援を行う取組）の認定を受けています。

当金庫は、認定連携創業支援事業者として承認されており、江戸川区と連携し、創業支援のための「こましんえどがわ創業塾」を開催しております。



②地域の活性化・地域貢献

●「自転車安全利用広報啓発活動」に参加

当金庫は警視庁指定の自転車安全利用モデル企業であり、JR平井駅北口広場において、チラシや啓発品等の配布による広報啓発活動に参加しております。今後も小松川警察署や地元の町会の方々と共に、地域の安心・安全に貢献してまいります。



●清掃活動の実施

地域の美化活動の一環として、職員による店舗周辺のボランティア清掃活動を行っております。加えて毎年、信用金庫の日(6月15日)及び創立記念日(11月11日)の週には、通常より多くの役職員が参加し、より広範囲でのボランティア清掃活動を行っております。



●江戸川区環境キャラクターショーへの参加

脱炭素社会の実現に向けた啓蒙活動として、江戸川区が主催する環境キャラクターショーに当金庫のキャラクター「こまちゃん」が参加しました。SDGsの観点から当金庫は江戸川区と協働し、カーボンマイナス推進に取り組んでいます。



●荒川クリーンエイドへの参加

当金庫は、河川の清掃活動を通じて海洋ごみ問題について考え、豊かな自然を取り戻す活動である荒川クリーンエイドに参加しています。当年度も多数の職員と職員の家族が参加し、ボランティア清掃を実施しました。



●江戸川区内店舗へのアルミ缶回収ボックス設置

江戸川区「環境みらい基金」との協働により、資源循環型社会構築のため、江戸川区内の店舗にアルミ缶回収ボックスを設置しております。



●江戸川区食品ロス削減マッチングサービス「タベくるん」の広報活動

江戸川区内の飲食店・小売店と区民を結びつけ、食品ロスになりそうな料理や食材を手軽に購入してもらうマッチングサービス「タベくるん」の普及促進のため、当金庫は区内飲食店等への広報活動を行っております。

江戸川区食品ロス削減マッチングサービス
食品ロスをなくそう!
タベくるん
Tabekurun

タベくるんとは?
江戸川区内の飲食店・小売店と区民を結びつけ、食品ロスになりそうな料理や食材を、手軽に購入してもらおう。マッチングサービス「タベくるん」を推進したサービスです。

ご利用者 登録料・利用料 無料
（年会費1,000円/年）
※年会費1,000円/年
江戸川区内のお店が登録できます

STEP 1
スマホアプリ「タベくるん」を使って江戸川区のホームページから登録

STEP 2
ロスになりそうな食品を登録
登録したお店から届く

STEP 3
食品ロス削減!
お店でお得に買い物ができて食品ロスを削減!

● お身体の不自由な方に配慮した取組

ハンドセット付ATMや点字ブロックの設置、筆談器やAEDを配備するなど、お身体の不自由なお客様や高齢者の方が安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでおります。これからも皆様に喜んでいただけるよう、更に取り組を拡充してまいります。



● BCP訓練の実施

地域金融機関として、BCP(業務継続)態勢整備に資するべく各種危機対応訓練を実施しております。

また、お客様の安全をお守りするために、全営業店及び本部に「非常用ヘルメット」を設置しております。

今後も継続的に各種危機対応訓練の実施や非常用備蓄品等の購入に取り組み、地域のインフラとして大規模地震等を想定した態勢整備の充実を図ってまいります。



● サークル活動

当金庫では、お客様との親交を図りながら地域社会の活性化のため、様々なサークル活動を営業店単位で行っております。

● レディースクラブ

女性だけのクラブとして、旅行やレクリエーション等の行事を随時開催しており、活動を通じて交流の輪を広げていただいております。

● こましん会

ゴルフ競技を通じて幅広い年齢層のお客様同士のご親交を深めていただいております。また、年1回全店舗合同のゴルフ競技会を実施しております。



● 地域社会の一員として

地域と共に次の未来へ歩む信用金庫として、地域行事や祭事、イベントなどにも積極的に参画しており、地域活性化に向けて取り組んでおります。



平井諏訪神社例祭



ひらこフェスタ

③金融ADR制度への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはリスク管理部法務管理課で受け付けております。

- ①苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ②事実関係を把握したうえで、営業店・関連部署とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

小松川信用金庫 リスク管理部 法務管理課
住所 : 東京都江戸川区平井6-23-23
TEL : 03 (3617) 0548
受付時間 : 午前9時～午後5時(当金庫営業日)
受付媒体 : 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所((一社)全国信用金庫協会)
住所 : 東京都中央区八重洲1-3-7
TEL : 03 (3517) 5825
受付時間 : 午前9時～午後5時(信用金庫営業日)
受付媒体 : 電話、手紙、面談

当金庫の他に、(一社)全国信用金庫協会が運営している「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは、当金庫リスク管理部法務管理課にご相談ください。また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所へお申し出ください。

また、お客様から、上記東京の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理部法務管理課」にお尋ねください。



● 主な手数料一覧 (2024年6月末現在(税込み))

(金額単位: 円)

| 項目 | 金額段階別 | 他金融機関宛 | 当金庫本支店宛 | 同一店内宛 | |
|--|--------------------|---------------|-----------------|--------------|--------|
| 内国為替 | 窓口扱 (得意先) | 5万円以上 | 770 | 440 | 無料 |
| | | 5万円未満 | 605 | 220 | 無料 |
| | 自動機 (ATM) | 5万円以上 | 550 | 330 | 無料 |
| | | 5万円未満 | 385 | 110 | 無料 |
| | インターネット・バンキング | 5万円以上 | 550 | 330 | 無料 |
| | | 5万円未満 | 385 | 110 | 無料 |
| | 自動送金 | 5万円以上 | 550 | 330 | 無料 |
| | | 5万円未満 | 385 | 110 | 無料 |
| | ホームバンキング | 5万円以上 | 550 | 330 | 無料 |
| | | 5万円未満 | 385 | 110 | 無料 |
| 給与振込 (契約先) | 5万円以上 | 220 | 無料 | 無料 | |
| | 5万円未満 | 220 | 無料 | 無料 | |
| 振込組戻手数料 | | | 1件につき | 1,100 | |
| 取立 | 代金取立手数料 | | | 1件につき | 660 |
| | 取立手形組戻手数料 | | | 1件につき | 1,100 |
| | 個別取立 (電子手形交換不能なもの) | | | 1件につき | 1,100 |
| | 依頼返却事務手数料 | | | 1件につき | 1,100 |
| | 不渡手形返却手数料 | | | 1件につき | 1,100 |
| | 異議申立事務手数料 | | | 1件につき | 5,500 |
| 融資関係 | 不動産登録手数料 | | | 1件につき | 無料 |
| | 不動産担保調査手数料 | | | 1件につき | 55,000 |
| | 割引手形取扱手数料 | | | 1枚につき | 660 |
| | 貸出条件変更手数料 | | | 1件につき | 5,500 |
| | 住宅ローン全額繰上げ完済 | | | 1件につき | 33,000 |
| | 証貸返済予定表再発行 | | | 1件につき | 無料 |
| 支払利息証明書発行 | | | 1件につき | 220 | |
| 両替 | 窓口扱 | 1枚～50枚まで | | 無料 | |
| | | 51枚～500枚まで | | 330 | |
| | | 501枚～1,000枚まで | | 550 | |
| | | 1,001枚以上 | | 500枚毎に550円追加 | |
| | 両替機 (平井支店限定) | 両替カード | 51枚～500枚まで | | 330 |
| 501枚～1,000枚まで | | | 550 | | |
| キャッシュカード利用 | | 50枚まで | 無料 (1枚のカード1日1回) | | |
| 大口硬貨入出金 ※1口座で複数に分かれた入出金は1日の入出金全てを合計した手数料額となります。 | | 1枚～50枚まで | | 無料 | |
| | | 51枚～500枚まで | | 330 | |
| | | 501枚～1,000枚まで | | 550 | |
| | | 1,001枚以上 | | 500枚毎に550円追加 | |
| 用紙代金 | 小切手用紙発行 | | | 1冊 (50枚) | 4,400 |
| | 約束手形用紙発行 | | | 1冊 (25枚) | 2,200 |
| | 為替手形用紙発行 | | | 1冊 (25枚) | 2,200 |
| | 自己宛小切手用紙発行 | | | 1枚につき | 1,100 |
| | マル専口座開設 | | | 1口座につき | 3,300 |
| | マル専手形発行 | | | 1枚につき | 1,100 |
| ローン・カード発行・開設 | | | 1枚につき | 無料 | |
| 再発行 | 通帳・証書再発行 | | | 1冊 (枚) | 1,100 |
| | キャッシュカード再発行 | | | 1枚につき | 1,100 |
| | ローン・カード | | | 1枚につき | 1,100 |
| | その他カード類再発行 | | | 1枚につき | 1,100 |
| | 出資証券再発行 | | | 1枚につき | 1,100 |
| 貸金庫 | 半自動型 | 中型 (年額) | | 15,840 | |
| | | 小型 (年額) | | 9,240 | |
| | 全自動型 (市川南支店) | 中型 (年額) | | 17,160 | |
| | | 小型 (年額) | | 13,200 | |
| | 貸金庫鍵再発行料 | | | 1個につき | 実費 |
| 貸金庫カード再発行 | | | 1枚につき | 1,100 | |
| 民事信託預金 | 口座開設手数料 | | | 1件につき | 55,000 |
| | 信託契約書変更手数料 | | | 1件につき | 33,000 |

| 項目 | 金額 | |
|-----------------------|--------------------------------------|-----------|
| 夜間金庫 | 夜間金庫利用料 | 年額 26,400 |
| | 夜間金庫専用鞆追加・再発行 | 1個 3,850 |
| | 夜間金庫鍵再発行 | 1鍵 実費 |
| 残高証明 | 調査期間が依頼日から2ヶ月未満の調査 | 1通 440 |
| | 調査期間が依頼日から2ヶ月以上の調査 | 1通 1,100 |
| 取引履歴調査 | 依頼日から1ヵ年未満の調査 | 1通 550 |
| | 依頼日から1ヵ年以上の調査 | 1通 1,100 |
| | 上記のほか用紙代 | 1枚につき 44 |
| アンサー利用料 | 1口座 (年額) | 無料 |
| ホームバンキング利用料 | 1口座 (年額) | 13,200 |
| テレホンバンキング利用料 (資金移動取引) | 1口座 (年額) | 3,960 |
| インターネットバンキング基本利用料 | 法人 (月額) | 1,100 |
| | 個人 (月額) | 無料 |
| 諸会費口座振替事務手数料 | 1口座 (年額) | 550 |
| 株式払込事務手数料 | 基本手数料 11,000円 + (払込金額 × 0.25% + 消費税) | |
| 国債保護預り手数料 | 1件 (年額) | 無料 |
| 国債口座管理手数料 | 1口座 (年額) | 無料 |

| 当金庫ATM利用手数料 | | | | |
|-------------|-------------|-----|-------|---------|
| 出金 | | | | |
| 項目 | 当金庫 | 他金庫 | 他金融機関 | 郵便局 |
| 平日 | 8:00～8:45 | 無料 | 110 | 110 220 |
| | 8:45～18:00 | 無料 | 無料 | 110 110 |
| | 18:00～20:00 | 無料 | 110 | 220 220 |
| 土曜 | 8:00～9:00 | 無料 | 110 | 110 220 |
| | 9:00～14:00 | 無料 | 無料 | 110 110 |
| | 14:00～17:00 | 無料 | 110 | 220 220 |
| 日曜・祝日 | 8:00～9:00 | 無料 | 110 | 110 220 |
| | 9:00～17:00 | 無料 | 110 | 220 220 |

| 入金 | | | | |
|-------|-------------|-----|-------|---------|
| 項目 | 当金庫 | 他金庫 | 他金融機関 | 郵便局 |
| 平日 | 8:00～8:45 | 無料 | 110 | 220 220 |
| | 8:45～18:00 | 無料 | 無料 | 110 110 |
| | 18:00～20:00 | 無料 | 110 | 220 220 |
| 土曜 | 入金不可 | | | |
| 日曜・祝日 | 入金不可 | | | |

| 項目 | 金額 |
|------------------------|------------|
| 氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先の開示 | 左記一括 880 |
| 取引残高 (科目、口座番号、残高) | 特定日毎 2,200 |
| 取引の履歴に関する情報 | 1枚毎 440 |
| 上記以外の情報 | 1項目毎 1,100 |

| 項目 | ホームページ利用 | 店頭利用 | 書面等の発行 |
|----------------|----------|-------|---------|
| 基本手数料 (1ヶ月あたり) | 1,100 | 1,100 | - |
| 発生記録 | 債務者請求 | 440 | 660 - |
| | 債権者請求 | 440 | 660 - |
| 譲渡記録 | 当金庫宛 | 440 | 440 - |
| | 他行 (庫) 宛 | 440 | 660 - |
| 分割 (譲渡) 記録 | 当金庫宛 | 440 | 440 - |
| | 他行 (庫) 宛 | 440 | 660 - |
| 変更記録 | 220 | 220 | 2,200 |
| 保証記録 | 440 | 880 | - |
| 支払等記録 | 440 | 1,100 | - |
| 入金 | 無料 | 無料 | - |
| 開示 (照会) 請求 | 通常開示 | 165 | - 1,100 |
| | 特例開示 | - | - 4,400 |
| 訂正・回復手数料 | 165 | 2,200 | - |
| 支払不能通知の訂正 | 165 | 2,200 | - |
| 支払不能通知の取消 | - | 2,200 | - |
| 支払不能情報照会 | 165 | 330 | - |
| 残高証明書発行 | - | - | 4,400 |
| 特定金融機関変更手数料 | - | - | 4,400 |

小松川信用金庫 SDGs宣言

当金庫は、経営理念に基づき、地域金融機関としての活動を通じて、地域の持続的成長支援と課題解決に取り組み、国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献してまいります。

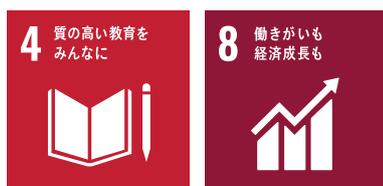
SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、「だれ一人取り残さない」という基本理念のもと、2030年までに達成を目指す世界共通の目標です。貧困の根絶や格差是正、働きがい、環境保護など、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が定められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



小松川信用金庫の取組

● 地域経済のために



地域事業者への支援
積極的かつスピーディーな融資対応
定期性預金を中心とした営業活動
創業・経営・事業継承等各種課題への解決に向けた取組
子育て応援商品の取り扱い
地方公共団体や外部専門機関との連携による企業支援
相談会・セミナー等の開催

● 地域社会のために



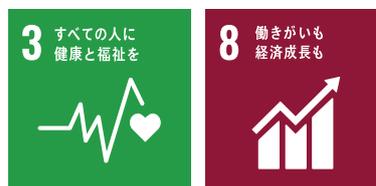
全店舗にAEDを設置
マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策の徹底
振り込め詐欺等、特殊詐欺被害未然防止活動
シグマバンクグループを通じた献血活動への協力
フードロスへの取組
公共団体を通じた子供食堂等への支援

● 地域環境のために



江戸川区との協働による地域活性化事業への取組
(環境キャラクターショー等に参加)
江戸川区のカーボンマイナス推進に関する連携・協力
クールビズ、ウォームビズの実施
信用金庫業界の「環境自主行動計画」に基づく数値目標に向けた、節電などの省エネルギーへの継続的な取組
江戸川区内店舗にアルミ缶回収ボックスを設置

● 職員満足度向上のために



庫内クラブ活動
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の推進
ワーク・ライフ・バランスの充実

将来の貴方の想いをご家族に繋げます。 備えることで、安心できる商品をご案内します。

地域の方々に現在、将来に渡って充実・安心・安定した生活を送っていただくお手伝いをすべく、**民事信託(相続対策・認知症対策)**、**リバースモーゲージ**、**指定代理人制度**、**指定代理人制度そなえ**をご用意しております。詳しくは、お近くの店舗窓口・得意先係にお問い合わせください。

◎民事信託

民事信託(家族信託)とは、資産を持つ方がその保有する資産を信頼できる家族に託し、その財産の管理・処分、運用等を任せる仕組みです。現在の後見人制度に代替する、より柔軟な財産管理の実現が期待されます。

民事信託の具体的な活用例

民事信託では、家族の状況・財産の内容などに合ったプランを専門家に一緒に考えて、契約書などの書類を作成していきます。民事信託を活用すれば、さまざまな条件やご希望にあわせたオーダーメイドが可能です。

- 認知判断能力の低下にそなえる**
認知症や高齢による認知能力の低下が心配な方、認知症になった場合に備えて、財産の管理や処分を家族に任せたいという方におすすめです。
- 確実な後継者へ**
自分のとき、財産は誰に、その財産を誰に、どのように渡すかを事前に決めておくことで、後継者争いを防ぐことができます。
- おとしよりの大切な財産をまもる**
高齢の親が持っている現金や不動産、大切な財産を誰かにお任せして、安心して暮らすことができます。
- 贈与と並んで子どもをまもる**
贈与のときも、贈与のときに子どもがまだ小さい場合は、贈与の目的や条件をあらかじめ決めておくことで、安心して暮らすことができます。
- 事業承継**
事業を継承することによって、次世代への事業承継を円滑に行うことができます。

民事信託を活用した人生設計
遺言・後見・民事信託の有効活用

民事信託は、お客様の大事な財産をお客様や家族のために守り、活用し、次世代に承継するために利用できる制度です。

高齢者にとって財産をしっかりと管理するための方法としては、これまで遺言や後見が一番でしたが、最近では民事信託の活用も増えています。民事信託を活用すれば、たとえば、認知症や高齢による認知能力の低下が心配な方、認知症になった場合に備えて、財産の管理や処分を家族に任せたいという方におすすめです。自分のとき、財産を誰に、どのように渡すかを事前に決めておくことで、安心して暮らすことができます。

地域と共に、次の未来へ
小松川信用金庫

◎リバースモーゲージ「充活応援」資産活用ローン

ご自宅を有効活用し、充実した生活を送りたい50歳以上の方限定のローンです。生活資金、リフォーム資金、おまとめ資金、教育資金にご利用いただけます。

ご自宅を有効活用して充実した生活を送りたいあなたを応援します

ごましんリバースモーゲージ「充活応援」
資産活用ローン50歳以上の方限定

- 生活資金** 老後の生活資金の準備や万一の備えに備えたい
- リフォーム資金** リフォームして快適な生活をしたい
- おまとめ資金** 月々の返済額を軽くしたい
- 教育資金** 子供や孫に援助してあげたい

ごましんリバースモーゲージ「充活応援」の特長

- ご自宅に住み続けていただけます
- 借入総額が元金と利息の合計になります
- 毎月のお支払は利息のみとなります
- ご利用期間は返済となります

「リバースモーゲージ」は、ご自宅を担保に融資を受けて、その資金で充実した暮らしを送っていただく、ご自宅を有効活用していただくための新しい商品です。

小松川信用金庫

◎指定代理人制度、指定代理人制度そなえ

「指定代理人制度」はご本人様がご高齢や病気などのためにご来店いただけないとき、ご本人様に代わってあらかじめお届けていただいた代理人の方がお支払いなどの預金取引を行うことができる制度です。

「指定代理人制度そなえ」はご本人様が認知症などにより判断能力を喪失されたとき、ご本人様に代わってあらかじめお届けていただいた代理人の方がお支払いなどの預金取引を行うことができる制度です。

人生100年時代
お客様に安心な生活を送っていただくために、
ごましんはあなたに寄り添います

指定代理人制度
指定代理人制度そなえ

のご案内

- 指定代理人制度**
預金者ご本人様がご来店できない（ご高齢や病気など）とき、あらかじめお届けていただいた代理人の方が、預金取引などの手続きを行うことができます。
- 指定代理人制度、おまとめ**
預金者ご本人様が預金、おまとめ資金を預けたいとき、あらかじめお届けていただいた代理人の方が、預金者様について預金取引などの手続きを行うことができます。

「指定代理人制度」と「認知症対応の預金サービス」を、おまとめ資金の預金サービスと併せて、おまとめ資金の預金サービスに活用することができます。

おまとめ資金の預金サービスは、おまとめ資金の預金サービスに活用することができます。

小松川信用金庫

◎東京弁護士会との「民事信託に関する協定書」

当金庫は、東京弁護士会と「民事信託に関する協定」を締結しております。お客様の将来に渡って充実・安心・安定した生活のお手伝いをします。民事信託のご利用・ご相談について、無料（初回のみ）で東京弁護士会にご紹介ができます。詳しくは、お近くの店舗窓口・得意先係にお問い合わせください。



● 中平井支店の店舗移転

【2023年7月18日】

中平井支店は、2023年7月18日（火）本店内に移転し、「店舗内店舗」として営業しております。下記のとおり所在地及び電話番号が変わっております。なお、通帳及び証書の口座番号はそのまま、お取引が可能ですのでご安心ください。

お客様には何かとご不便、ご迷惑をお掛けしますが、地元の地域金融機関として役職員一同、より一層お役に立つサービスの提供に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

移転後 所在地(本店内)
江戸川区平井6-23-23
電話番号(本店と同じ番号)
03-3617-1201



本店・中平井支店



旧中平井支店

● 第12回シグマバンクグループ「ビジネス交流会」を開催

【2023年8月4日】

シグマバンクグループ（足立成和信金・亀有信金・東榮信金・当金庫）では取引先企業の販路拡大支援を目的に、第12回シグマバンクグループ「ビジネス交流会」を開催いたしました。当日は169社の企業が参加し、来場者数556人と盛況でした。商談成果として51件のマッチング実績となりました。



● 江戸川区環境みらい基金「資源持ち去り対策連携協力覚書」を締結

【2023年8月9日】

小松川信用金庫と江戸川区、江戸川資源リサイクル事業協同組合との三者間で、資源持ち去り対策の連携と協力に対する覚書を締結し区内の5店舗（本店・平井支店・菅原橋支店・鹿骨支店・篠崎支店）に資源回収ボックスを設置いたしました。

店頭にて回収した資源は業者を通じて売却し、江戸川区環境みらい基金への寄付に充てております。



● 「こましんマルシェ」を初開催

【2023年12月2日】

JR 亀戸駅近隣にある「亀戸梅屋敷」にて、地域の活性化と食料品関係の取引先の販売促進を目的として「こましんマルシェ」を初めて開催いたしました。

東四つ木支店・中平井支店・亀戸支店の取引先である和菓子店・洋菓子店・パン屋・食肉店の4先が出店され、たくさんの人出で賑わいました。

● こましんえどがわ創業塾を開催

【2024年2月17日】

当金庫では、経済産業省「産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画特定創業支援等事業」の江戸川区認定連携創業支援事業者として、江戸川区等関連機関と連携し「こましんえどがわ創業塾」を毎年開催しております。

開業希望者や創業5年以内で経営課題を抱えている先を対象に、2024年2月17日から3月9日の毎週土曜日に江戸川区民センターグリーンパレスにて、全4回開催し、19名の方が受講されました。

● 中小企業支援策検討のための「東京チームサポートアシスト会議」を開催

【2024年3月18日】

中小企業の課題解決支援について、当金庫と支援機関同士の連携強化を図るべく、都内の5つの支援機関(東京都よろず支援拠点、東京都中小企業活性協議会、東京都事業承継・引継ぎ支援センター、東京信用保証協会、東商ビジネスサポートデスク東京セントラル)と、サポートの可能性についての提案や課題解決策等のディスカッションを行いました。



① 総代会制度について

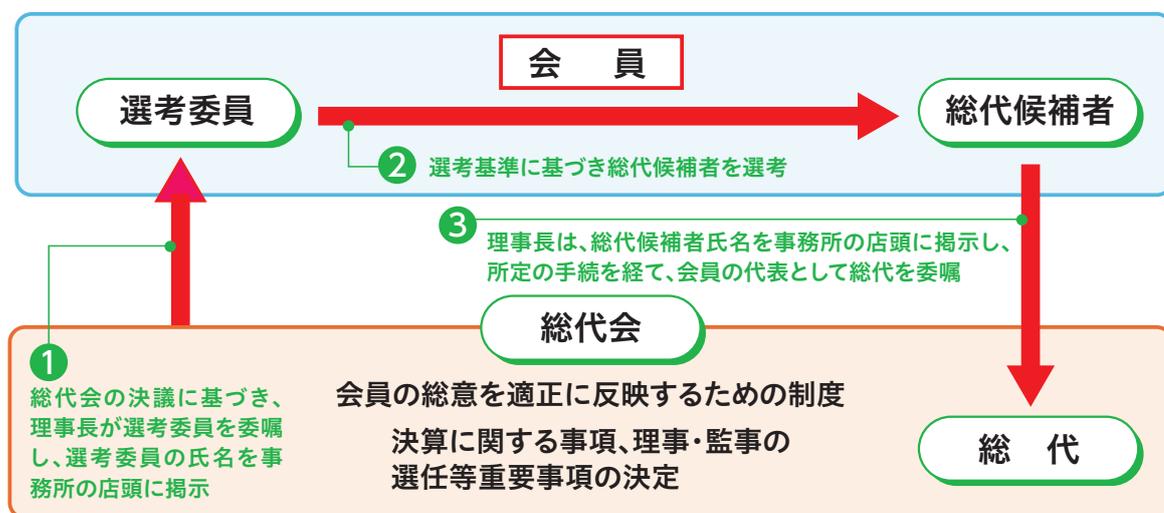
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の皆様の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

総代会のしくみ

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



② 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は50人以上60人以内で、会員数に応じて5区域の選任区域ごとに定めております。
- なお、2024年6月30日現在の総代数は57人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準の要件を参考として、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

<参考> 総代候補者選考基準

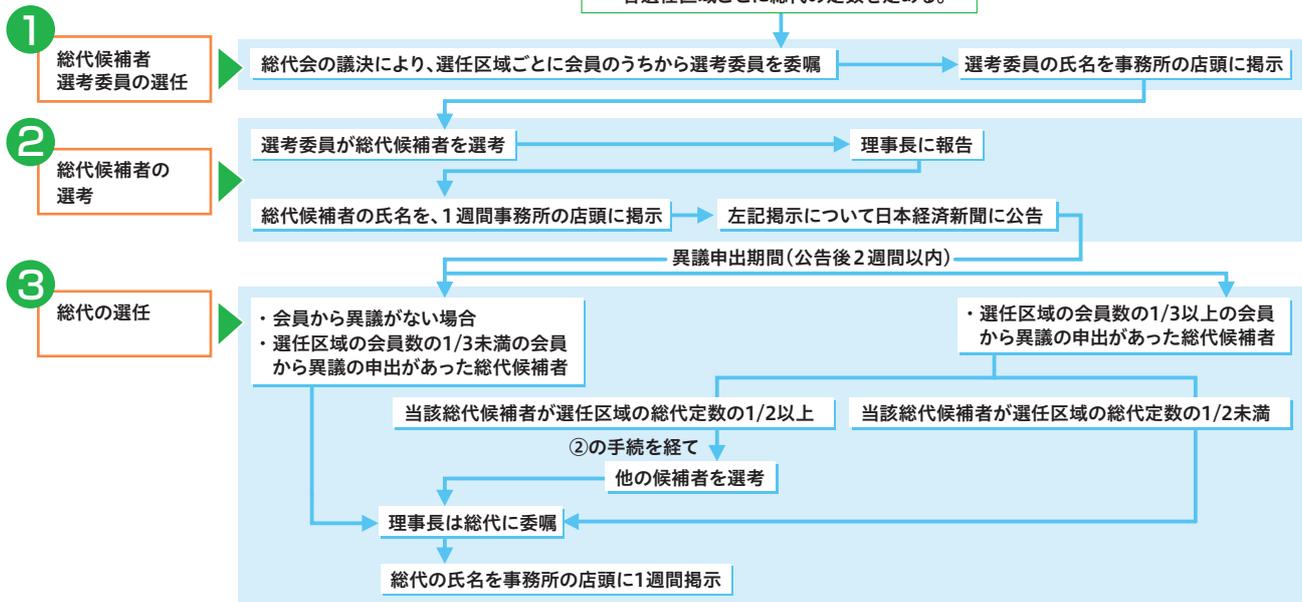
① 資格要件

ア. 当金庫の会員であること。

② 適格要件

- ア. 人格・識見に優れ、総代として相応しい方。
- イ. 地域において信望の厚い方。
- ウ. 地元での居住年数が長く、人縁・地縁関係が多い方。
- エ. 地域諸団体(町会・商店会・各種団体・公共関係等)、奉仕活動、地域商工業界等で指導的立場にあり、これらを通じて地域状況に詳しい方。
- オ. 当金庫の経営理念並びに使命を良く理解し、金庫経営及び業績発展に協力的な方。
- カ. 当金庫と緊密かつ良好な取引状態を有する方。

総代が選任されるまでの手続



③ 第107回通常総代会の決議事項

2024年6月27日 第107回通常総代会を開催し、次の事項を付議し、それぞれ原案のとおり承認されました。

・報告事項

- 監事の監査報告の件
- 第106期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

・決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 理事及び監事の報酬額改定に関する件
- 第4号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第5号議案 理事7名選任の件
- 第6号議案 監事3名選任の件
- 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金支給の件



④ 総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

| 選任区域 | 人数 | 氏名 |
|-----------------------------|-----|--|
| 第1区 江戸川区一円 | 34名 | 伊藤 信吾 ¹² 、内宮 良一 ⁵ 、江頭 正恭 ⁸ 、鬼澤 末男 ⁵ 、片上 恒雄 ⁸ 、木村喜美男 ⁶ 黒澤 一哲 ⁵ 、黒田十喜男 ³ 、小林 陽一 ⁶ 、齋藤 雄 ² 、佐々木 信 ² 、渋井 利雄 ⁷ 嶋村 照子 ⁷ 、島村 佳孝 ¹⁰ 、新堀 圭二 ¹¹ 、菅野 信夫 ⁵ 、高橋 弘子 ⁵ 、多賀谷徳雄 ⁹ 田中 忠男 ¹ 、田中 信人 ⁶ 、田村 耕作 ¹ 、塚原 義弘 ¹³ 、中村 邦彦 ² 、中村 聡 ⁶ 中山 直幹 ⁶ 、西野 輝彦 ¹ 、深野 誠一 ⁴ 、本保 義雄 ⁶ 、牧野 恵一 ⁴ 、松村 行雄 ² 、 水田 進 ¹¹ 、屋代 健一 ⁴ 、山口 善子 ² 、渡邊 洋二 ⁴ |
| 第2区 墨田区・江東区一円 | 6名 | 石塚 富男 ⁵ 、田口 好一 ¹ 、長谷川禎子 ³ 、星野 悦郎 ² 、前田 士郎 ¹ 、丸山 智正 ² |
| 第3区 葛飾区・足立区一円 | 12名 | 浅岡 延好 ¹⁰ 、井口 達雄 ³ 、石井 義則 ⁶ 、石渡 幹夫 ² 、江森 卓爾 ⁵ 、小林 光男 ³ 菅原 勝 ⁷ 、高橋 のぶ ¹¹ 、田島 成信 ⁴ 、茗荷 茂伸 ⁷ 、山内 勝利 ⁷ 、山崎 和弘 ⁴ |
| 第4区 千葉県市川市・浦安市・船橋市・松戸市一円 | 5名 | 石岡 和紘 ¹ 、板倉 義雄 ⁵ 、志関 浩文 ² 、菅原 三郎 ⁶ 、高橋 秀明 ⁴ |

(2024年6月30日現在)

<総代の属性別構成比>

| | |
|-----|---|
| 職業別 | 会社役員73%、個人・個人事業主26% |
| 年代別 | 70代以上61%、60代26%、50代10%、40代1% |
| 業種別 | 製造業22%、建設業15%、運輸業5%、卸・小売業22%、不動産業14%、飲食業3%、サービス業(他に分類されていないもの)15% |

(小数点以下を切り捨てております)

お客様本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「三者共栄」を経営理念として、地域のお客様からお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とされている方々にご融資し、暮らしや事業のお手伝いを通して、地域にはなくてはならない「地域貢献バンク」をモットーに地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

この経営理念に基づき、今後もより一層お客様のお役に立ちますよう、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしましたので公表いたします。

また、本取組方針は今後お客様に更なる金融サービスを提供すべく定期的に見直しを図ってまいります。

【お客様にとって最善の利益の追求】

- ・当金庫は、お客様に損失を与える可能性のある投資信託やデリバティブ商品などリスク商品（＊）の取扱いはいたしません。（＊リスク商品とは、運用期間中の金利変動や価格変動、為替相場の変動により、状況によっては元本割れになる可能性のある金融商品です。）
- ・当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

【利益相反の適切な管理】

- ・当金庫は「利益相反管理方針」を定めており、お客様の利益が

不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護すると共に、利益相反の管理を徹底いたします。

【手数料等の明確化】

- ・お客様にご負担いただく手数料等については、資料等に基づき、分かりやすく丁寧に説明いたします。

【重要な情報の分かりやすい提供】

- ・金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきますが、その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、金融商品の重要事項について分かりやすくご説明いたします。

【お客様にふさわしいサービスの提供】

- ・当金庫では、お客様の豊かな生活と事業の発展を願い、ますます多様化するお客様のニーズにお応えできるよう、様々な金融商品を取り揃え、一人ひとりのお客様にふさわしいサービスの提供をいたします。

【職員に対する適切な動機づけの枠組み等】

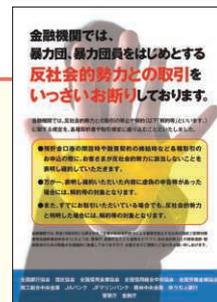
- ・当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。

以上

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の資産、情報及び利益等の保護と利便の向上を図るため、以下の事項を定め、これを遵守します。

1. お客様との取引に際しては、お客様のご自由な意思で、かつ十分にご理解をいただけるよう、その取引に関するお客様の知識、経験、財産の状況等に応じて、適切な情報提供と分かりやすい商品説明に努めます。
2. お客様からの相談・苦情・要望等については、リスク管理部において誠実かつ適切に対応します。
3. お客様の情報については適法かつ適正に取得し、原則として利用目的の範囲内でのみ、その情報を取り扱い、情報の漏洩等の防止と安全管理のために必要な措置を講じます。
4. お客様との取引に関して、当金庫の業務を外部委託する場合には、お客様の情報及び利益等保護のため委託先に対し適切かつ十分な管理を行います。
5. お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護することに努めます。
6. その他、お客様との取引に関して、お客様の利益等の保護及び利便の向上のため必要であると当金庫が判断した業務については、適切かつ厳正に管理します。

(注1) 本方針において「お客様」とは、「当金庫をご利用している方及び今後、取引をご検討している方」をいいます。

(注2) 本方針において「取引」とは、「貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客様と当金庫との間で業として行われる全ての取引」をいいます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

プライバシー・ポリシー（個人情報保護宣言）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守すると共に、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

●当金庫の個人情報保護への取組

金融分野における「個人情報保護法」に加え、平成28年1月1日からの「番号法」施行に対応し、当金庫では上記のプライバシー・ポリシー（個人情報保護宣言）を策定しホームページ等で公表しております。

また、個人情報等関連諸規程・要領等を制定しその周知徹底のほか、情報セキュリティの強化を図り、お客様の大事な個人情報等の厳重な管理を徹底しています。

個人情報取扱事業者として組織的・人的・技術的観点から適時、適切な安全管理措置を確立し、今後も引き続き管理態勢の充実強化に努めてまいります。

なお、当金庫の個人情報等に関するご質問や苦情等につきましてはお取引店または下記のお問合せ先まで申し出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

【お問い合わせ窓口】小松川信用金庫 経営企画部 電話番号：03-3617-0549 受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

内部統制管理態勢

当金庫は、信用金庫法及び同法施行規則の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る「内部管理基本方針」、「内部統制管理態勢」を策定し、内部統制システム機能の充実に努めています。また、「コンプライアンス態勢」、「統合的リスク管理態勢」、「内部監査態勢」等についても明確に定め、内部統制管理態勢の強化に努めております。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護すると共に、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有する顧客から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせすると共に、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身(養老)保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ。))
 - (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。

①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）

②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2)「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金(一時金形式)：1 保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。
小松川信用金庫 リスク管理部 法務管理課 電話番号：03-3617-0548
受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

業務継続計画基本方針

1. 災害時等には来店されているお客様の身体・生命の安全を図ることを最優先し、お客様の避難誘導や怪我等の対応措置に努め、役職員も自身の身体・生命の安全を図るよう、冷静・沈着に行動します。
2. 被災等状況に応じて、地域の人々の生活や経済活動の支障にならないように、金融機能の維持・早期復旧に努め、地域住民の生活や経済活動の維持に必要な金融サービスを提供します。
3. 必要な業務（重要業務）を継続することにより決済不能を防止し、社会全体への決済面における混乱拡大を抑制できる体制を維持します。
4. 金庫の経営面でのリスクを軽減するため、金庫財産の保全に努め、被害を最小限に抑えると共に、様々な通信手段により正確な情報収集並びに情報発信を行い、お客様からの信頼維持に努めます。

信用金庫経営力強化制度

当金庫は、信用金庫の利益代表機関である全国信用金庫協会、信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫と2001年4月より「信用金庫経営力強化制度」に関する契約を締結しております。

この信用金庫経営力強化制度は資本増強制度など各信用金庫の経営力の強化や経営破綻を未然に防ぐ役割があり、信用金庫業界独自のペイオフに対するセーフティネット（安全網）の機能を持ちます。ペイオフ解禁下にあっても、信用金庫業界は経営破綻の未然防止に全力で対応し、お客様のご預金を守り、信頼を維持・向上させていこうとするものです。

この制度を運営する信金中央金庫は、豊富な資金量と高い自己資本比率を誇る金融機関として、国内外の格付機関からその経営内容を高く評価されております。この信金中央金庫が個々の信用金庫を強力にバックアップしています。

シグマバンクグループ

当金庫は、城東地区4信用金庫（当金庫、足立成和、亀有、東栄）の業務提携によるシグマバンクグループの一員です。シグマバンクグループでは、競争力強化や効率経営を目指し、お客様に新しいサービスをご提供できるようにネットワークを結び、スクラムを組んでいます。今後も様々なサービスを通してお客様のニーズにお応えし、より安心してお取引いただけるよう努力してまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応について

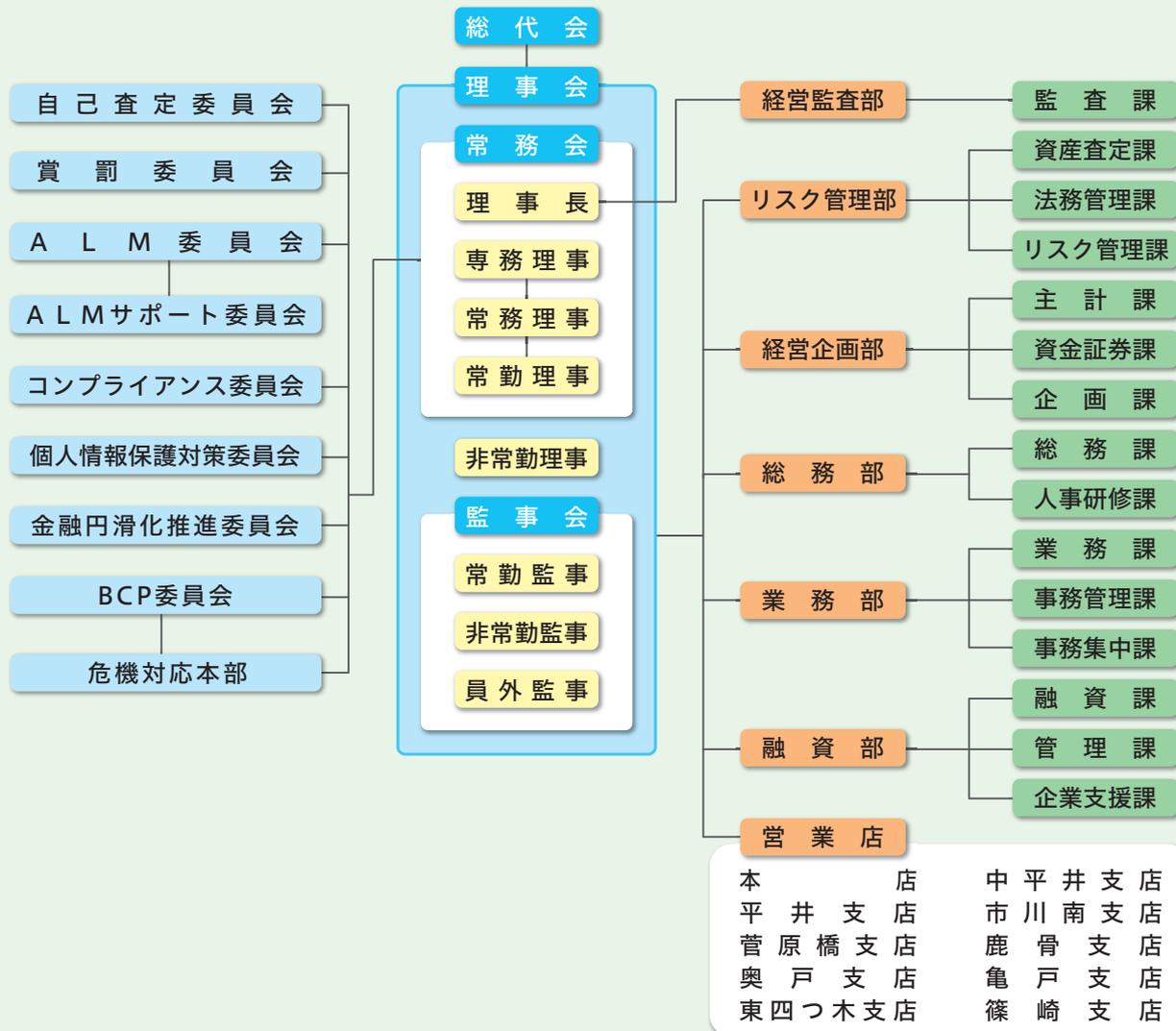
当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定めております。

1. 運営方針
経営陣は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築、各部門の利害調整、リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、リスク評価の結果を踏まえた方針・規程・要領等の策定、リスクを適切に管理するために必要となる経営資源の配分等について、主導権を発揮します。
2. 管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は業務部とし、業務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域の属性等のリスクを包括的かつ具体的に把握し、直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、マネロン・テロ資金リスクを特定しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスク許容度も踏まえたうえで、当該リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。
また、顧客から定期的な情報提供、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。
5. 疑わしい取引の届出
顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析のほか、営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、速やかに疑わしい取引の届出を実施します。
6. 資産凍結等経済制裁措置
制裁対象者に対する資産凍結等について適切に実施します。
7. 役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
金庫内のマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢と対策の実効性等について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、更なる改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
顧客からの定期的な情報提供に向けて、当金庫ホームページ、営業店、非対面チャネル等を活用し、顧客からの理解を得るための周知・広報活動に取り組みます。

金庫の概況及び組織に関する事項

事業の組織

事業の組織図 (2024年6月末現在)



理事及び監事の氏名及び役職名

役員一覧 (2024年6月末現在)

| | |
|-------------|----------------------|
| 会長 (非常勤理事) | 高橋 桂治 |
| 理事長 (代表理事) | 小杉 義明 |
| 専務理事 (代表理事) | 齊藤 節男 (融資部・経営企画部担当) |
| 常務理事 (代表理事) | 山本 茂広 (総務部・リスク管理部担当) |
| 常勤理事 | 小宮山 祐二 (経営監査部長委嘱) |
| 常勤理事 | 合間 利公 (業務部長委嘱) |
| 非常勤理事 | 菅原 伸雄 (※1) |
| 常勤監事 | 鎌田 達雄 |
| 非常勤監事 | 阿部 雄一 |
| 非常勤監事 | 矢場 誠一 (※2) |

会計監査人

太陽有限責任監査法人

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

事務所の名称及び所在地

| 営業地区 | |
|------|----------------------|
| 東京都 | 江戸川区／江東区／墨田区／葛飾区／足立区 |
| 千葉県 | 市川市／浦安市／船橋市／松戸市 |
| 埼玉県 | 八潮市／三郷市 |

店舗一覧 (2024年6月末現在)

| 店舗名 | 所在地 | TEL | サービス | | | ATM台数 | 昼休業 |
|--------|---------------------------------|--------------|------|-----|-------------|-------|-----|
| | | | ATM | 貸金庫 | スポーツ振興くじ払戻店 | | |
| 本部 | 〒132-8711 東京都江戸川区平井6-23-23 | 03(3617)1326 | - | - | - | - | - |
| 本店 | | 03(3617)1201 | | - | | 3 | |
| 平井支店 | 〒132-0035 東京都江戸川区平井4-8-1 | 03(3683)0581 | | - | - | 3 | |
| 菅原橋支店 | 〒133-0043 東京都江戸川区松本1-25-16 | 03(3652)3136 | | | - | 2 | |
| 奥戸支店 | 〒124-0022 東京都葛飾区奥戸2-41-17 | 03(3696)0351 | | | - | 2 | |
| 東四つ木支店 | 〒124-0014 東京都葛飾区東四つ木4-25-12 | 03(3696)1781 | | | - | 2 | |
| 中平井支店 | 〒132-8711 東京都江戸川区平井6-23-23(本店内) | 03(3617)1201 | | - | - | 本店と併用 | |
| 市川南支店 | 〒272-0031 千葉県市川市平田4-3-4 | 047(378)2711 | - | | - | 1 | |
| 鹿骨支店 | 〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨3-16-1 | 03(3698)1711 | | - | - | 2 | |
| 亀戸支店 | 〒136-0071 東京都江東区亀戸5-44-7 | 03(3682)0031 | - | | | 1 | |
| 篠崎支店 | 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町6-15-21 | 03(3676)5941 | - | | - | 1 | |

※ 市川南支店、亀戸支店、篠崎支店のATMは、平日 8:00～18:00の間のみの稼働となります (土曜日・日曜祝祭日は終日休止)。

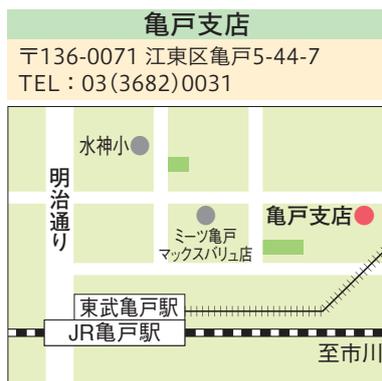
日・祝日稼働ATM 貸金庫設置店 スポーツ振興くじ払戻店 平日11:30～12:30 窓口休業



本 部
 〒132-8711 江戸川区平井6-23-23
 TEL : 03(3617)1326

本店・中平井支店
 〒132-8711 江戸川区平井6-23-23
 TEL : 03(3617)1201

平井支店
 〒132-0035 江戸川区平井4-8-1
 TEL : 03(3683)0581



金庫の主要な事業の内容

● 預金業務

当金庫では、お客様の多様なニーズにお応えするため、目的や金額、期間に対応した様々なタイプの預金商品を取り揃え、皆様のニーズにお応えしております。今後とも地域の皆様のニーズにあった新商品の開発に取り組んでまいります。



| 商品名 | 特色 |
|---------------------|---|
| 当座預金 | ご商売の代金決済として小切手や手形をご利用いただくための預金です。ご事業やビジネスにご活用ください。 |
| 普通預金 | 出し入れ自由の便利な預金です。公共料金の自動支払いやお給料、年金のお受け取り、クレジットのお支払口座としてもお使いいただけます。暮らしの財布代わり、家計簿代わりにお使いください。 |
| 無利息型普通預金 (決済用預金) | 決済用預金の3要件(①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること)を満たす預金で、預金保険制度により全額保護されます。 |
| 総合口座 | 普通預金と定期預金・当座貸越を1冊にセットにした、暮らしに大変便利な口座です。もしもの時には定期預金残高の90%(上限:200万円)まで自動的にご融資いたします。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4拍子そろった口座です。 |
| 貯蓄預金 | お預け入れ残高に応じた段階利率を適用する、出し入れ自由で大変便利な預金です。 |
| 通知預金 | 短期の余裕資金を有利に活かす預金です。据置期間は7日間で、お引き出しの2日前までにご通知ください。 |
| 納税準備預金 | 日頃から納税に備えて準備していただくためのご預金です。お利息が優遇されており非課税です。税金のためならいつでもお引き出しができ、税金の自動支払口座としてもご利用いただけます。 |
| 定期積金 | ご契約時に目標額と期間を設定し、毎月一定額の掛金で無理なくお積み立ていただける預金で必要な資金作りができます。得意先係による集金や普通預金等からの自動振替による積立も可能です。 |
| スーパー定期預金 | 1,000万円未満のまとまった資金を確実に増やします。ボーナスや定期預金の満期金など、それぞれの目的に合わせて幅広くご利用いただけます。(自動継続もごございます) |
| 大口定期預金 | 1,000万円以上のまとまった資金を確実に増やします。ボーナスや定期預金の満期金など、それぞれの目的に合わせて幅広くご利用いただけます。(自動継続もごございます) |
| 期日指定定期預金 | 個人のみのお取扱いとし、お預け入れ1年経過後は3年以内でお客様のご都合に合わせ満期日をご指定いただけます。 |
| 変動金利定期預金 | 6ヶ月ごと利率の見直しを行い、利息は複利計算により計算いたします。3年ものは個人のみとなります。 |



● 融資業務

当金庫では、地元存在感のある金融機関として、お客様の豊かな生活と事業の発展を願い、ますます多様化するお客様のニーズにお応えできるよう、お客様の資金使途やライフプランに応じた種々の商品を取り揃え、豊かな暮らしづくりのお手伝いをさせていただいております。

■ 融資

| 商品名 | 特色 |
|--------|--|
| 商業手形割引 | 一般商業手形の割引をいたします。 |
| 手形貸付 | 仕入資金など、一時的な営業のための運転資金が必要な時にご利用いただけます。 |
| 証書貸付 | 設備資金など、比較的返済に長期間を要する資金が必要な時にご利用いただけます。 |
| 当座貸越 | あらかじめ当座貸越契約を結ぶことにより、当座預金残高を超えて限度額までお支払いいただけます。 |



■ ローン

| 商品名 | 特色 |
|---|---|
| 住宅ローン | ご自宅の購入、新築、増改築、借り換え、つなぎ資金など、幅広い用途に応じてご利用いただけます。(ご融資限度額：10,000万円以内、ご融資期間：40年以内) |
| <無担保>住宅ローン | ご自宅の購入、新築、借換、リフォーム資金など、無担保にてご利用いただけるローンです。(ご融資金額：2,000万円以内、ご融資期間：20年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方) |
| リフォームプラン | ご自宅のリフォーム(増改築・修繕)などにご利用いただけるローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：15年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方) |
| カーライフプラン | マイカーのご購入資金や車検・修理費用などの付帯費用にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方) |
| 教育プラン | 入学金や授業料をはじめ、教材費などの付帯費用にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：16年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方) |
| こましんフリーローン | スピード審査でお使いみち自由(事業資金・おまとめ資金可)にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：500万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方) |
| リバースモーゲージ | 個人の50歳以上の方が対象です。保証会社の保証とご自宅を担保にご融資を受けていただきます。毎月のご返済は利息のみで、その資金で充実した豊かな生活を送っていただき、ご契約者様がお亡くなりになった際に、原則ご自宅を売却して借入金をご返済いただけます。(ご融資金額：300万円以上～5,000万円以内、ご融資期間：終身(1年ごとの自動更新)、保証人原則不要、(株)フィナンシャルドウの保証が受けられる方) |
| シニアライフローン | 満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が80歳以下の方が事業資金以外のお使いみちで自由にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：100万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方) |
| サポートローン | 事業資金以外のお使いみちで自由にご利用いただけるローンです。(ご融資金額：500万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(株)クレディセゾンの保証が受けられる方) |
| カードローン 「シグマキャッスル300」 「しんきん保証カードローン」 | お使いみちは自由で、カード1枚で急な出費にご利用いただけます。毎月一定の返済で極度額まで何回でも繰り返しご利用いただけます。1枚もっていると安心です。(担保・保証人不要、(一社)しんきん保証基金または信金ギャランティ(株)の保証が受けられる方) |
| 個人 事業 向け こましん不動産担保ローン 「フリーローン」 「住宅ローン」 「事業性ローン」 | 個人及び事業者向けの不動産担保ローンです。(ご融資金額：300万円以上3億円以下(フリーローンは1億円以下)、ご融資期間：1年以上35年以内、保証人不要、(株)セゾンファンデックスの保証が受けられる方) |
| 事業者 向け 制度融資 | 東京都、千葉県、江戸川区、葛飾区、江東区、市川市をはじめ、市区町村などが制定する制度融資をお取扱しています。お気軽にご相談ください。 |
| ビジネスサポートローン | スピード審査でご利用いただける事業性資金専用ローンです。(ご融資金額：500万円以内、ご融資期間：10年以内、担保・保証人不要、(株)クレディセゾンの保証が受けられる個人事業主の方) |
| 東京都新保証付融資 | 東京都との連携による中小企業の皆様の資金繰りを支援するための保証付融資制度です。(ご融資金額：2,500万円以内、ご融資期間：5年以内、オリックス(株)の保証が受けられる法人・個人事業主の方) |
| 無担保・スピード 事業資金融資 | 法人会会員様限定のスピード審査でご利用いただける事業性資金ローンです。(ご融資金額：1,000万円以内、ご融資期間：5年以内、原則担保不要) |

■ 代理業務

| 商品名 | 特色 |
|------|--|
| 代理業務 | 信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務を行っています。 |

● 貸出運営についての考え方

当金庫では、特定の業種に偏ることなく、中小企業及び個人のための専門金融機関として、小口多数者の利用を堅持し、地域にお住まいの方や、中小企業の皆様に必要な資金を安定的に提供できるよう今後とも努めてまいります。また、信用金庫の理念の基本として安易な大口融資を避け、地元の利益を優先した健全な資金を提供することにより、皆様のお役に立つことを願っています。

● 商品利用に当たっての留意事項

1. 預金・ローン等の商品、サービスにつきまして、それぞれの商品やサービスの内容を職員におたずねいただく等、よくご確認のうえご利用ください。
2. 特にローンにつきましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

● 証券業務

当金庫では、1984年(昭和59年)1月大蔵省(現・財務省)の認可を受け、国債等の窓口販売業務を開始し、国債等の新規の販売を行っております。また、2007年9月には金融商品取引法施行に伴い、監督官庁より登録金融機関として登録を受けております。

安全で換金性の高い国債等は、金融市場でその果たす役割が重要視されニーズも高まりを見せております。当金庫では「国債保護預り手数料」及び「国債口座管理手数料」は無料で行っております。また、2003年7月より「個人向け国債」の販売を開始しました。

● 各種サービス・その他業務

当金庫では、多様化するお客様のニーズにお応えするために、ご家庭やご事業に多くのサービス業務を提供し、その拡充に努めております。

| サービス名 | 特色 | |
|--|---|---|
| ICキャッシュカード | 従来の磁気ストライプカードに、偽造や不正読み取りが困難な「ICチップ」を組み込むことにより、安全性を高めた「ICキャッシュカード」を取り扱っております。ATMコーナーのご利用時間は平日8時から20時、土曜日・日曜日・祝日とも8時から17時までとなっております(一部店舗を除く)。キャッシュカードには、法人カードもあります。 | |
| 税金、公共料金のお支払い(自動支払制度) | 電気、水道、ガス等の公共料金をはじめ各種税金や社会保険料のお支払いが一度のお手続きで、自動的に口座から引落としされる便利なシステムです。 | |
| クレジットカード | VISA、JCBカードなど多数のカードがご利用いただけます。詳しくは窓口でご確認ください。 | |
| 年金・給与振込(自動受取制度) | 年金の受取り、給与、配当金などが自動的に指定の口座にご入金される制度です。 | |
| 貸金庫 | 有価証券、預金証書、貴金属などお客様の大切な財産を安全にお預かりいたします。 (設置店舗：菅原橋支店、奥戸支店、東四つ木支店、市川南支店、亀戸支店、篠崎支店) | |
| テレホン banking | お電話で残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。 | |
| 個人向けインターネット banking 法人向けインターネット banking | お取引店の窓口やATMコーナーに行かなくても、ご自宅(事業所)のパソコンから残高照会、入出金明細の確認、お振込みができます(本サービスの開始には事前のお申込が必要となります)。 | |
| こましんでんさいサービス | 「電子記録債権(でんさい)」は、事業者の資金調達の円滑化等を図るため創設された電子記録債権制度です。この電子記録債権(でんさい)サービスを全国規模で提供するため、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関(株式会社全銀電子債権ネットワーク 通称：でんさいネット)の取扱いをしております。詳しくは当金庫ホームページもしくはお近くの窓口におたずねください。 | |
| マルチペイメント | Pay-easy(ペイジー)マークが記載された払込書で、パソコンなどから、税金・公共料金などの各種払込ができます。(本サービスの開始の前には事前にお申込が必要となります。また、当金庫でご利用いただけないものもありますので、ご注意ください。) | |
| Star Pay Aplus | ㈱アプラスの提供する、加盟店向けマルチQRコード決済サービス「Star Pay Aplus」の取り扱いを開始いたしました。アプリひとつで、複数のQRコード決済に対応することが可能となります。PayPay、メルペイ等の国内外複数社の加盟決済事業者の決済を「Star Pay Aplus」がまとめて行います。 |  |
| しんぎん ゼロネットサービス | 平日8:45~18:00の入出金と土曜日9:00~14:00の出金は、信用金庫間のATM利用手数料が無料となるサービスです。但し、平日の上記以外の時間帯及び日曜日・祝日のATM利用には所定の手数料が必要です。お間違えのないようにご注意ください。 |  |
| ATM通帳相互記帳 | 当金庫のATMで全国ベースで提携信用金庫の通帳が記帳でき、また、提携信用金庫のATMで当金庫の通帳が記帳できるサービスです。※提携信用金庫は、窓口等でご確認ください。 | |
| デビットカード | 「デビットカードお取扱加盟店」で商品等をご購入される際に、当金庫のキャッシュカードをご利用いただくことにより、ご購入代金がお客様の預金口座から即時に引落とされ、お支払いが完了するサービスです。 | |
| 保険販売窓口 | 損害保険商品では、住宅ローン関連の長期火災保険「しんぎんグッドすまいる」の他、「しんぎんの傷害保険」(標準傷害保険)等を取り扱っております。 生命保険商品では、医療保険、がん保険等も取り扱っております。 | |
| toto(トト) 当せん金払戻し | スポーツ振興くじtoto(トト)の当せん金の払戻しを取扱店窓口にて行っております。 (取扱店舗：本店、亀戸支店) |  |
| 個人向け国債窓口販売 | 個人の方のみを対象とした、1万円からご購入いただけるお求めやすい国債です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払は、国が責任を持って行います。詳しくは窓口におたずねください。 | |
| 代理店業務 | 信金中央金庫の信託契約業務・三井住友信託銀行㈱の遺言信託・遺産整理事務などの取次を行っております。 | |
| 事業承継M&A仲介 アドバイザー業務 | 後継者問題を抱える取引先あるいは事業の多角化等を考えている取引先に対するコンサルティング機能の充実、ソリューション機能の発揮に資するべく、信金キャピタル㈱と2012年(平成24年)に業務提携を実施しました。 | |
| 民事信託(家族信託) | 民事信託(家族信託)とは、資産を持つ方がその保有する資産を信頼できる家族に託し、その財産の管理・処分、運用等を任せる仕組みです。現在の後見人制度に代替するより柔軟な財産管理の実現が期待されます。将来の資産管理について、相談先をお考えの方は、窓口にお声掛けください。当金庫を通じて、税理士法人田口パートナーズ会計に民事信託(家族信託)業務のお取り次ぎをいたします。 | |
| リースのご案内 | 自動車等のリースをご希望のお客様に、しんぎんリース㈱などをご案内します。 | |
| 通帳レスアプリ | 通帳レスアプリでは、いつでもどこでも、入出金明細や残高をスマホでご確認いただけます。詳しくは、お取引のある店舗窓口までおたずねください。 | |
| 指定代理人制度、 指定代理人制度(そなえ) | 「指定代理人制度」では、預金者ご本人さまがご来店できない(ご高齢のためや病気等)とき、あらかじめお届けていただいた代理人の方が、預金者に代わって預金取引の手続きを行うことができます。「指定代理人制度(そなえ)」では、預金者ご本人さまが将来、認知・判断能力を喪失したときあらかじめお届けていただいた代理人の方が、預金者に代わって預金取引等の手続きを行うことができます。 | |
| Bank Pay | 「Bank Pay」は、日本電子決済推進機構が提供するスマートフォンアプリです。全国のBank Pay加盟店でのお買い物やご飲食代金お支払い時の「コード決済」、少額の個人間送金サービス「ことら送金」をご利用いただけます。 | |
| ことら送金 | 「ことら送金」は、㈱ことらが提供する少額の個人間送金サービスであり、同社に加盟する金融機関等の個人口座間において、スマートフォンアプリを利用して送金できるサービスです。 当金庫の預金口座をご利用の個人のお客様は、スマホ決済サービス「Bank Pay」を通じて「ことら送金」をご利用いただけます。 | |

金庫の事業の運営に関する事項

リスク管理の体制

金融の自由化、グローバル化、証券化など、急速な業務の自由化・高度化の進展に伴い、従来以上に金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化しています。

当金庫ではこのような金融環境の変化に柔軟な対応を図り、健全性を確保し、お客様に良質で安定した金融サービスを提供させていただくため、ガバナンス（内部統制管理）の観点からも、リスク管理体制の強化を事業計画の中で継続的に取り組むべき最重要課題として位置づけ、リスク管理部リスク管理課による統合的リスク管理規程に基づいた検証を行い、リスク管理体制の更なる充実に取り組んでおります。

業務上発生するあるいは晒される種々のリスクの統合的な管理をすべく、常務会機能強化の一環として常務会の中に立ち上げておりますリスク検討会議を原則毎月1回定期的に（必要に応じて随時）開催し、各部門におけるリスクの洗い出しや把握・管理に努め、当金庫のリスクの状況が、経営体力と比較して過大なものとなっていないかなどの検証を行い、必要に応じて改善策について検討しております。

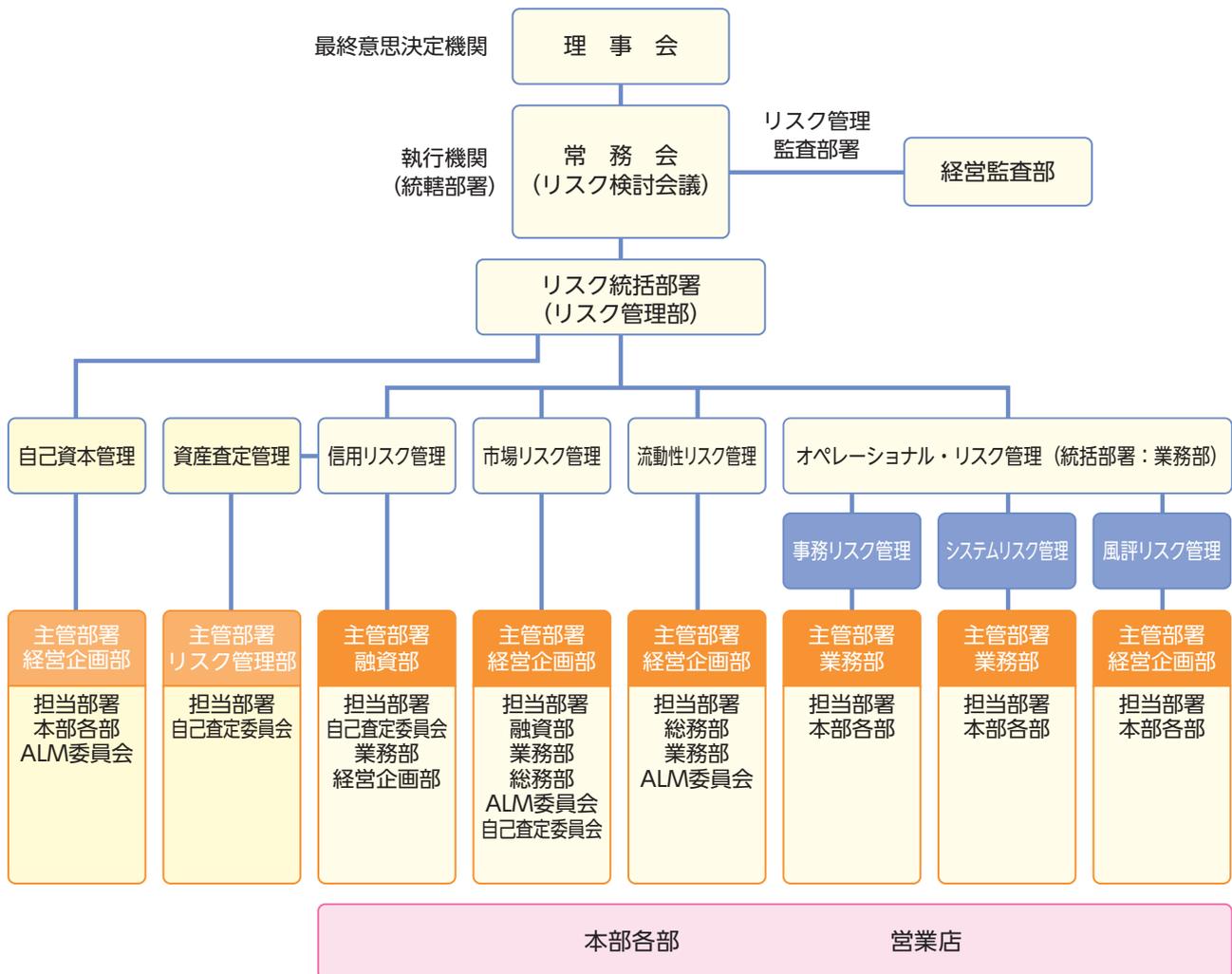
さらに、資産・負債の総合的な管理を行い、収益の極大化・リスクコントロールを図ることを目的としたALM委員会を定期的に開催し、収益性の向上及びそれに伴うリスクの制御に向けた協議検討をしております。

加えて、金融庁検査・日本銀行審査やヒアリング・モニタリング等によるリスク管理態勢のチェックも定期的あるいは随時に行われております。

また、リスク管理に対する監査強化のため、経営監査部・監事に加え、法定監査として監査法人による監査を受け、金庫内外から多面的なリスク管理体制の強化充実に努めております。

リスク管理体制図

2024年6月末現在

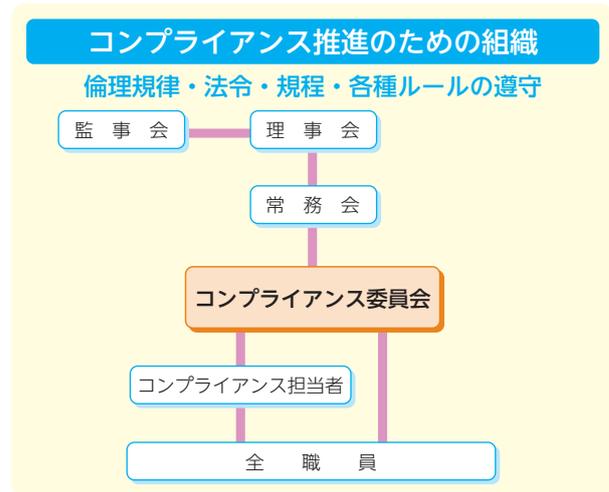


法令遵守の体制

当金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令のほか金庫内の規程、社会的規範を含む諸ルールを遵守するコンプライアンス体制の充実に努めております。

1. コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する情報の共有化を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。
2. 外部の講師を招いて役員、幹部職員を対象としてコンプライアンス研修を実施しております。
3. 本部各課と営業店のコンプライアンス担当者を対象に研修会と会議を実施し、実践活動の徹底を図っております。
4. 当金庫では、過去に起きた苦情等（苦情・相談・要望・重大な事務ミス）を実例として、再発を防止するにはどのようにしたら良いのか、苦情等再発防止に関する会議を全店で実施し、苦情等の再発防止に努めております。
5. コンプライアンス・オフィサー検定試験を職員に順次受験させ、コンプライアンス意識の高揚に努めております。

6. 各営業店の担当役員が営業店職員を対象に職員研修会を実施し、コンプライアンス意識の高揚に努めております。
7. 個人情報保護法（特定個人情報を含む）の施行に伴い、個人情報関連の苦情処理窓口を経営企画部に設置し、経営企画部とコンプライアンス担当部署であるリスク管理部が連携して、苦情への適切な処理に努めております。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

①小松川信用金庫の地域活性化への取組みについて

当金庫は、東京都東地区（江戸川区、江東区、墨田区、葛飾区、足立区）、千葉県西部（市川市、浦安市、船橋市、松戸市）、埼玉県南部（八潮市、三郷市）を営業地区とし、都内信用金庫の中で最古の歴史を有する相互扶助型金融機関です。

「三者共栄」（お客様・職員家族・金庫）を経営理念として、地域のお客様からお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とされている方々にご融資し、暮らしや事業のお手伝いを通して、地域になくてはならない「地域貢献バンク」をモットーに地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

②中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことを最も重要な役割と位置づけ、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していく態勢として以下のとおり取り組んでまいります。

- i 取引先中小企業の資金繰り支援から、事業回復のための経営改善、事業承継支援などの強化
- ii ビジスマッチングなどの販路拡大支援に加え、新商品の開発やプロモーションの支援
- iii ビジネスモデルの根本的な見直しなど、取引先中小企業の収益力の強化を図るための踏み込んだ支援

③中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む）の状況

当金庫では、企業先等の相談・支援態勢の一環として職員のスキルアップを図るため、審査能力・相談支援能力向上を目的とした勉強会等を継続的に実施しております。また、経営改善支援に係る取組みを業績評価項目に加えるなど、企業支援を重要事項としております。今後も継続して、「事業性評価」を活用した積極的且つ迅速な資金供給や「創業支援」・「事業承継」にかかる各種支援策等並びに外部専門機関との連携強化や活用等に注力し取組を強化してまいります。

金庫の主要な事業に関する事項

直近の事業年度における事業の概況

○預金

地域のお客様の利便性向上とお客様目線での営業推進を基本に、積極的な営業活動を展開いたしました。超低金利の中、多くのお客様からご要望をいただいている金利上乘せキャンペーンとして、「定期預金 夏」、「定期預金 冬」、「定期預金 春」や未取引先等を対象とした商品「スタート」、子育て世代を支援する「ファミリー定期積金」、消費税の納税負担を支援する「納税応援定期積金」などお客様の視点に立った商品のご提供を心がけ、お客様のメリットや独自性のある商品のご提供に努めてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス緊急支援融資を利用された事業者の貸付期限前完済の増加並びに相続に伴う預金支払い等により、期末における預金残高は前期比で減少し、1,631億7千6百万円となりました。

○貸出金

地域中小企業等に対しまして円滑かつ積極的な資金供給を図るべく、集積された顧客情報をもとにこれまで以上の積極的な融資姿勢とスピード感のある対応を図り、過年度から継続して事業者先の実態把握に努め、新型コロナウイルス緊急支援融資の周知・活用を含めた営業活動を展開すると共に住宅関連融資、各種消費資金等についても皆様からのご要望に積極的に応え、その結果、貸出金残高は前期比で増加し、1,006億6千3百万円となりました。

○損益

2022年度からの中期経営計画の3本柱のひとつでもあり、基幹収益である貸出金利息については、18億1百万円を計上し、前期比1億3千4百万円の増加となりました。

経費面においては、冗費削減に取り組み、本業である貸出金増強による利息収入の増加や、有価証券等の効率的な運用に努めた結果、本業の成果である業務純益は3億7千7百万円を計上、コア業務純益は4億9千2百万円の計上となりました。

また、経常利益は4億4千6百万円となり、当期純利益は事業計画を上回る3億2千9百万円の計上となりました。

○対処すべき課題

金融環境は、「金利のある世界」に移行しつつあり、預金利息などの支出の増加が先行し、当面の間、金融機関の経営環境は厳しさが続くものと予想されています。そのような状況下でもお客様に良質なサービスを提供するためには、安定的な収益を確保する必要があり、収益力向上と経費・コストの削減を同時に進めることが求められています。また、働き方改革に伴う人手不足や、金融機関に限らず、人材確保が困難となっている現状から、DXによる業務改善に積極的に取り組むことが必要となっております。

当金庫の存在価値発揮のためにも、face to faceの信用金庫の原点に回帰し、運転資金・設備資金といった事業性融資推進を軸に据えて、事業承継問題や相続対策を含むお客様の悩みや課題に対応いたします。高齢者の方への対応においても一緒に考え、民事信託、リバースモーゲージ、指定代理人制度（そなえ）等を提案することでお客様との信頼関係を築き、お客様の資産形成に役立つ多様な資金ニーズに応えることで、適正金利での貸出金残高増加を実現してまいります。この当金庫の存在価値の発揮こそが、「ビジネスモデルの再構築」や「経営の持続可能性」を高めるものと考えております。

また、取引先企業に対する円滑な資金供給に加えて、「コンサルティング機能の強化」、「金融仲介機能の強化」をお客様本位の金融サービスの一環と捉え、より深度ある取組を進めてまいります。そのためには、人材育成の強化を図り、「人財」とすべく様々な機会・方法を検討し、個々の「コンサルティング能力」向上への実効性の高い取組を組織的に押し進めてまいります。

さらに、専門性が高く当金庫単独では難しい課題等への対応・解決に向けては、取引先企業の顧問税理士等と連携しつつ、外部専門機関の各種施策の周知・活用を図ることで、各分野の外部専門家に取引先企業を繋ぐ「金融仲介機能」を発揮し、企業のライフステージに応じた適時適切な支援の実践に積極的に取り組んでまいります。

最近5年間の主要な経営指標の推移

| 項 目 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経 常 収 益 | 2,330,729千円 | 2,529,485千円 | 2,276,334千円 | 2,402,921千円 | 2,559,705千円 |
| 経 常 利 益 | 298,154千円 | 200,531千円 | 244,148千円 | 465,977千円 | 446,708千円 |
| 当 期 純 利 益 | 173,945千円 | 167,912千円 | 193,083千円 | 321,252千円 | 329,465千円 |
| 出 資 総 額 | 523百万円 | 531百万円 | 534百万円 | 563百万円 | 607百万円 |
| 出 資 総 口 数 | 10,475千口 | 10,634千口 | 10,698千口 | 11,266千口 | 12,140千口 |
| 純 資 産 額 | 7,975百万円 | 8,120百万円 | 8,193百万円 | 7,853百万円 | 8,388百万円 |
| 総 資 産 額 | 152,631百万円 | 170,912百万円 | 177,324百万円 | 176,991百万円 | 173,968百万円 |
| 預 金 積 金 残 高 | 142,144百万円 | 160,367百万円 | 166,726百万円 | 166,733百万円 | 163,176百万円 |
| 貸 出 金 残 高 | 81,047百万円 | 95,751百万円 | 97,337百万円 | 100,070百万円 | 100,663百万円 |
| 有 価 証 券 残 高 | 42,961百万円 | 38,266百万円 | 54,476百万円 | 51,235百万円 | 49,037百万円 |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 | 9.39% | 9.76% | 9.35% | 9.23% | 9.15% |
| 出資に対する配当金 (出資1口あたり) | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 | 1円 |
| 役 員 数 | 11人 | 9人 | 9人 | 11人 | 11人 |
| うち常勤役員数 | 7人 | 5人 | 5人 | 7人 | 7人 |
| 職 員 数 | 141人 | 146人 | 151人 | 143人 | 152人 |
| 会 員 数 | 9,880人 | 10,045人 | 10,039人 | 9,984人 | 9,875人 |

金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

▶ 貸借対照表／資産

(単位：千円)

| | 第105期 2023.3.31現在 | 第106期 2024.3.31現在 |
|----------------------|-------------------------|------------------------|
| (資産の部) | | |
| 現金 | 2,414,610 | 1,698,867 |
| 預け金 | 19,389,748 | 18,483,124 |
| 買入金銭債権 | 11,142 | 1,574 |
| 有価証券 | 51,235,979 | 49,037,317 |
| 国債 | 2,737,690 | 2,398,730 |
| 地方債 | 601,480 | 299,270 |
| 社債 | 19,644,663 | 18,666,704 |
| 株式 | 6,470 | 6,470 |
| その他の証券 | 28,245,676 | 27,666,142 |
| 貸出金 | 100,070,460 | 100,663,072 |
| 割引手形 | 541,835 | 579,857 |
| 手形貸付 | 1,102,956 | 2,637,686 |
| 証書貸付 | 97,853,431 | 96,795,247 |
| 当座貸越 | 572,238 | 650,280 |
| その他資産 | 939,132 | 1,120,002 |
| 未決済為替貸 | 55,741 | 82,567 |
| 信金中金出資金 | 628,100 | 858,100 |
| 前払費用 | 6,776 | 8,630 |
| 未収収益 | 219,727 | 161,499 |
| その他の資産 | 28,786 | 9,205 |
| 有形固定資産 | 2,577,581 | 2,622,906 |
| 建物 | 253,296 | 252,057 |
| 土地 | 2,043,271 | 2,043,271 |
| リース資産 | 112,501 | 164,066 |
| その他の有形固定資産 | 168,512 | 163,510 |
| 無形固定資産 | 19,495 | 17,817 |
| ソフトウェア | 5,927 | 4,685 |
| その他の無形固定資産 | 13,568 | 13,132 |
| 前払年金費用 | 37,793 | 40,254 |
| 繰延税金資産 | 469,830 | 398,464 |
| 債務保証見返 | 85,327 | 77,933 |
| 貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金) | △259,735 (△189,532) | △192,641 (△147,430) |
| その他の引当金 | - | - |
| 資産の部合計 | 176,991,366 | 173,968,693 |

▶ 貸借対照表／負債及び純資産

(単位：千円)

| | 第105期 2023.3.31現在 | 第106期 2024.3.31現在 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| (負債の部) | | |
| 預金積金 | 166,733,552 | 163,176,203 |
| 当座預金 | 2,157,124 | 1,845,839 |
| 普通預金 | 75,167,340 | 72,286,725 |
| 貯蓄預金 | 1,664,939 | 1,573,245 |
| 通知預金 | 381,663 | 1,247,233 |
| 定期預金 | 80,856,986 | 81,069,740 |
| 定期積金 | 5,828,748 | 4,413,420 |
| その他の預金 | 676,749 | 739,999 |
| 借入金 | 1,155,200 | 1,114,200 |
| 借入金 | 1,155,200 | 1,114,200 |
| その他負債 | 533,553 | 591,867 |
| 未決済為替借 | 58,095 | 69,536 |
| 未払費用 | 115,115 | 139,214 |
| 給付補填備金 | 14,789 | 4,212 |
| 未払法人税等 | 107,550 | 71,037 |
| 前受収益 | 25,936 | 27,442 |
| 払戻未済金 | 4,911 | 6,231 |
| 払戻未済持分 | 130 | 360 |
| 職員預り金 | 30,022 | 28,952 |
| リース債務 | 118,312 | 176,318 |
| 資産除去債務 | 1,805 | 806 |
| その他の負債 | 56,884 | 67,755 |
| 賞与引当金 | 54,423 | 55,607 |
| 退職給付引当金 | 156,244 | 147,091 |
| 役員退職慰労引当金 | 97,600 | 111,500 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 9,263 | 6,531 |
| 偶発損失引当金 | 55,654 | 42,164 |
| 繰延税金負債 | - | - |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 256,938 | 256,938 |
| 債務保証 | 85,327 | 77,933 |
| 負債の部合計 | 169,137,757 | 165,580,036 |
| (純資産の部) | | |
| 出資金 | 563,310 | 607,009 |
| 普通出資金 | 563,310 | 607,009 |
| 利益剰余金 | 8,089,015 | 8,407,460 |
| 利益準備金 | 534,942 | 563,310 |
| その他利益剰余金 | 7,554,073 | 7,844,149 |
| 特別積立金 | 6,350,000 | 6,350,000 |
| (本部・本店建築積立金) | (350,000) | (350,000) |
| 当期末処分剰余金 | 1,204,073 | 1,494,149 |
| 処分未済持分 | △560 | △1,572 |
| 会員勘定合計 | 8,651,766 | 9,012,897 |
| その他有価証券評価差額金 | △962,522 | △788,605 |
| 土地再評価差額金 | 164,365 | 164,365 |
| 評価・換算差額等合計 | △798,157 | △624,240 |
| 純資産の部合計 | 7,853,609 | 8,388,657 |
| 負債及び純資産の部合計 | 176,991,366 | 173,968,693 |

▶ 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 第105期 2022年度 | 第106期 2023年度 |
|---------------------|------------------|------------------|
| 経常収益 | 2,402,921 | 2,559,705 |
| 資金運用収益 | 2,207,489 | 2,334,700 |
| 貸出金利息 | 1,667,534 | 1,801,771 |
| 預け金利息 | 5,184 | 12,730 |
| 有価証券利息配当金 | 519,134 | 504,624 |
| その他の受入利息 | 15,635 | 15,574 |
| 役務取引等収益 | 137,286 | 135,718 |
| 受入為替手数料 | 56,416 | 56,323 |
| その他の役務収益 | 80,869 | 79,395 |
| その他業務収益 | 4,769 | 3,117 |
| 外国為替売買益 | - | - |
| 国債等債券売却益 | - | 20 |
| その他の業務収益 | 4,769 | 3,097 |
| その他経常収益 | 53,377 | 86,169 |
| 貸倒引当金戻入益 | - | 59,918 |
| 償却債権取立益 | 26,986 | 10,382 |
| 株式等売却益 | 15,739 | - |
| その他の経常収益 | 10,650 | 15,867 |
| 経常費用 | 1,936,944 | 2,112,997 |
| 資金調達費用 | 50,956 | 53,972 |
| 預金利息 | 38,543 | 44,471 |
| 給付補填備金繰入額 | 6,129 | 3,422 |
| 借入金利息 | 6,109 | 5,908 |
| その他の支払利息 | 173 | 169 |
| 役務取引等費用 | 150,884 | 146,067 |
| 支払為替手数料 | 15,512 | 15,227 |
| その他の役務費用 | 135,371 | 130,839 |
| その他業務費用 | 248 | 115,034 |
| 外国為替売買損 | - | - |
| 国債等債券売却損 | - | 114,920 |
| その他の業務費用 | 248 | 114 |
| 経費 | 1,634,121 | 1,780,875 |
| 人件費 | 1,097,035 | 1,175,415 |
| 物件費 | 482,388 | 533,361 |
| 税金 | 54,696 | 72,099 |
| その他経常費用 | 100,733 | 17,047 |
| 貸倒引当金繰入額 | 74,050 | - |
| 貸出金償却 | 3,528 | 2,888 |
| 株式等売却損 | 16,764 | - |
| その他の経常費用 | 6,390 | 14,158 |
| 経常利益 | 465,977 | 446,708 |
| 特別利益 | - | - |
| 固定資産処分益 | - | - |
| 特別損失 | 2,724 | 3,843 |
| 固定資産処分損 | 2,724 | 3,843 |
| 減損損失 | - | - |
| 税引前当期純利益 | 463,252 | 442,865 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 145,000 | 109,400 |
| 法人税等調整額 | △3,000 | 4,000 |
| 法人税等合計 | 142,000 | 113,400 |
| 当期純利益 | 321,252 | 329,465 |
| 繰越金（当期首残高） | 882,820 | 1,164,684 |
| 土地再評価差額金取崩額 | - | - |
| 当期末処分剰余金 | 1,204,073 | 1,494,149 |

<損益計算書の注記>

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額28円36銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

▶ 剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科 目 | 第105期 2022年度 | 第106期 2023年度 |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| 当期末処分剰余金 | 1,204,073,136 | 1,494,149,327 |
| 剰余金処分額 | 39,388,810 | 55,275,045 |
| 利益準備金 | 28,368,600 | 43,698,850 |
| 普通出資に対する配当金 | 11,020,210 | 11,576,195 |
| (配当率%) | 2.0 | 2.0 |
| 特別積立金 | - | - |
| 繰越金（当期末残高） | 1,164,684,326 | 1,438,874,282 |

金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

2023年6月26日開催の第106回通常総代会及び、2024年6月27日開催の第107回通常総代会で承認を得た、2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月28日
小松川信用金庫
理事長

小杉 義明

● 貸借対照表の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建物 | 10年～50年 |
| その他 | 5年～20年 |
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策関連融資を利用する債務者に対する債権について、一定の仮定に基づいて今後1年間または3年間の貸倒損失の増加額を見積り、一般貸倒引当金を追加計上しております。これに伴う一般貸倒引当金の額は、280百万円です。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店等が資産査定を実施しており、当該部署から独立した経営監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は83百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項（2023年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △89,255百万円 |

(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
2023年3月分 0.1452%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類等上、当該償却に充てられる特別掛金280百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

| | |
|-------|--------|
| 貸倒引当金 | 192百万円 |
|-------|--------|

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として注7.に記載しております。
貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 63百万円
- 17. 有形固定資産の減価償却累計額 1,683百万円
- 18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

| | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 256百万円 |
| 危険債権額 | 1,733百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | — |
| 貸出条件緩和債権額 | 110百万円 |
| 合計額 | 2,100百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 20. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は579百万円であります。
- 21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|-------------|----------|
| 信金中金預け金 | 1,400百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 1,114百万円 |

上記のほか、日本銀行歳入代理店保証金として、有価証券を100百万円、為替決済保証金として、預け金を2,000百万円、また、東京都水道局担保及び千葉県水道局担保として、現金4百万円を差し入れております。

- 22. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △333百万円
- 23. 出資1口当たりの純資産額 692円77銭
- 24. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理
 当金庫は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に開催される経営陣による常務会や理事会において、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程・要領及びリスク管理要領等において、リスク管理の方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会(リスク検討会議)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及び常務会(リスク検討会議)において定期的に報告されております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券と株式及び投資信託、「預け金」のうち仕組預け金、そのほか買入金銭債権及び仕組貸出金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2024年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,611百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 25. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります【時価等の評価技法(算定方法)については(後掲注1)参照】。なお、市場価格のない非上場株式は、次表には含めておりません【(後掲注2)参照】。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------|---------|-------|
| (1) 預け金(*1) | 18,483 | 18,544 | 61 |
| (2) 有価証券 | 49,030 | 48,689 | △340 |
| 満期保有目的の債券 | 7,502 | 7,161 | △340 |
| その他有価証券 | 41,528 | 41,528 | — |
| (3) 貸出金(*1) | 100,663 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △192 | | |
| | 100,470 | 101,819 | 1,349 |
| 金融資産計 | 167,984 | 169,053 | 1,069 |
| (1) 預金積金(*1) | 163,176 | 163,229 | 53 |
| (2) 借入金(*1) | 1,114 | 1,100 | △13 |
| 金融負債計 | 164,290 | 164,329 | 40 |

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については注26.から注28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を市場金利で割り引いた価額
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間 (12か月以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|--------------|----------|
| 非上場株式 (*1) | 6 |
| 信金中金出資金 (*1) | 858 |
| 合 計 | 864 |

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

■満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|-------|----------|-------|------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | 1,002 | 1,091 | 88 |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | — | — | — |
| | そ の 他 | — | — | — |
| | 小 計 | 1,002 | 1,091 | 88 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 700 | 640 | △59 |
| | そ の 他 | 5,800 | 5,429 | △370 |
| 小 計 | 6,500 | 6,070 | △429 | |
| 合 計 | | 7,502 | 7,161 | △340 |

■その他有価証券

(単位: 百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | — | — | — |
| | 債 券 | 3,885 | 3,872 | 12 |
| | 国 債 | 300 | 299 | 0 |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 3,584 | 3,572 | 11 |
| | そ の 他 | 3,706 | 3,334 | 371 |
| 小 計 | 7,591 | 7,207 | 383 | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | — | — | — |
| | 債 券 | 15,776 | 16,308 | △531 |
| | 国 債 | 1,095 | 1,191 | △96 |
| | 地 方 債 | 299 | 300 | △0 |
| | 社 債 | 14,381 | 14,816 | △434 |
| | そ の 他 | 18,159 | 19,106 | △946 |
| 小 計 | 33,936 | 35,414 | △1,477 | |
| 合 計 | | 41,528 | 42,622 | △1,094 |

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の有価証券
該当ございません。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-------|-----|---------|---------|
| 株 式 | — | — | — |
| 債 券 | 300 | 0 | 84 |
| 国 債 | — | — | — |
| 地 方 債 | — | — | — |
| 社 債 | 300 | 0 | 84 |
| そ の 他 | 400 | — | 30 |
| 合 計 | 700 | 0 | 114 |

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,204百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,284百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に (半年ごとに) あらかじめ定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|----------------------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 60百万円 |
| 退職給付引当金 | 41 |
| 減価償却超過額 | 7 |
| 役員退職慰労引当金 | 31 |
| 賞与引当金 | 15 |
| その他有価証券評価差額金 | 305 |
| その他 | 35 |
| 繰延税金資産小計 | 497 |
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | △98 |
| 繰延税金資産合計 | 398 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務対応費用 | 0 |
| 繰延税金負債合計 | 0 |
| 繰延税金資産の純額 | 398百万円 |

以上

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

▶ 業務粗利益

(単位：千円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|----------|-----------|-----------|
| 資金運用収支 | 2,156,532 | 2,280,728 |
| 資金運用収益 | 2,207,489 | 2,334,700 |
| 資金調達費用 | 50,956 | 53,972 |
| 役務取引等収支 | △13,598 | △10,349 |
| 役務取引等収益 | 137,286 | 135,718 |
| 役務取引等費用 | 150,884 | 146,067 |
| その他の業務収支 | 4,520 | △111,917 |
| その他業務収益 | 4,769 | 3,117 |
| その他業務費用 | 248 | 115,034 |
| 業務粗利益 | 2,147,455 | 2,158,462 |
| 業務粗利益率 | 1.25% | 1.26% |

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

▶ 業務純益

(単位：千円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|----------------------|---------|---------|
| 業務純益 | 528,092 | 377,586 |
| 実質業務純益 | 513,334 | 377,586 |
| コア業務純益 | 513,334 | 492,486 |
| コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) | 513,334 | 492,486 |

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭的信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

▶ 資金運用収支の内訳

| | 平均残高(百万円) | | 利息(千円) | | 利回り(%) | |
|----------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|--------|
| | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 資金運用勘定 | 171,443 | 170,519 | 2,207,489 | 2,334,700 | 1.28 | 1.36 |
| うち貸出金 | 98,327 | 98,590 | 1,667,534 | 1,801,771 | 1.69 | 1.82 |
| うち預け金 | 18,304 | 19,389 | 5,184 | 12,730 | 0.02 | 0.06 |
| うち商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち有価証券 | 54,167 | 51,904 | 519,134 | 504,624 | 0.95 | 0.97 |
| 資金調達勘定 | 167,026 | 165,581 | 50,956 | 53,972 | 0.03 | 0.03 |
| うち預金積金 | 165,700 | 164,302 | 44,673 | 47,893 | 0.02 | 0.02 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | 1,173 | 1,132 | 6,109 | 5,908 | 0.52 | 0.52 |

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2022年度349百万円、2023年度373百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

▶ 利鞘

(単位：%)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---------|--------|--------|
| 資金運用利回り | 1.28 | 1.36 |
| 資金調達原価率 | 1.00 | 1.10 |
| 総資金利鞘 | 0.27 | 0.26 |

▶ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

| | 2022年度 | | | 2023年度 | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受 取 利 息 | 51,008 | 69,768 | 120,777 | △11,815 | 139,026 | 127,211 |
| うち貸出金 | 35,495 | 18,544 | 54,039 | 4,478 | 129,758 | 134,237 |
| うち預け金 | △528 | 1,212 | 684 | 324 | 7,220 | 7,545 |
| うち商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち有価証券 | 53,410 | 12,708 | 66,118 | △22,169 | 7,659 | △14,510 |
| 支 払 利 息 | 942 | 2,674 | 3,617 | △436 | 3,452 | 3,015 |
| うち預金積金 | 823 | 3,035 | 3,859 | △373 | 3,593 | 3,220 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | △213 | △3 | △216 | △214 | 13 | △200 |

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 利益率

(単位：%)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 総 資 産 経 常 利 益 率 | 0.26 | 0.25 |
| 総 資 産 当 期 純 利 益 率 | 0.18 | 0.18 |

- (注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

(2) 預金に関する指標

▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|------------|---------|---------|
| 流 動 性 預 金 | 78,831 | 77,677 |
| うち有利息預金 | 71,341 | 75,934 |
| 定 期 性 預 金 | 86,540 | 86,284 |
| うち固定金利定期預金 | 80,711 | 81,181 |
| うち変動金利定期預金 | — | — |
| そ の 他 | 328 | 341 |
| 計 | 165,700 | 164,302 |
| 譲 渡 性 預 金 | — | — |
| 合 計 | 165,700 | 164,302 |

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 定期預金残高

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|----------|--------|--------|
| 定 期 預 金 | 80,856 | 81,069 |
| 固定金利定期預金 | 80,856 | 81,069 |
| 変動金利定期預金 | — | — |
| そ の 他 | — | — |

(3) 貸出金等に関する指標

▶ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|------|--------|--------|
| 手形貸付 | 786 | 1,396 |
| 証書貸付 | 96,457 | 96,096 |
| 当座貸越 | 602 | 573 |
| 割引手形 | 481 | 524 |
| 合計 | 98,327 | 98,590 |

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 貸出金残高

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|------|---------|---------|
| 貸出金 | 100,070 | 100,663 |
| 固定金利 | 36,661 | 32,941 |
| 変動金利 | 63,408 | 67,721 |

▶ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|-------------|---------|---------|
| 当金庫預金積金 | 863 | 768 |
| 有価証券 | — | — |
| 動産 | — | — |
| 不動産 | 46,545 | 51,183 |
| その他 | — | — |
| 計 | 47,408 | 51,952 |
| 信用保証協会・信用保険 | 40,166 | 35,358 |
| 保証 | 10,311 | 10,160 |
| 信用 | 2,184 | 3,191 |
| 合計 | 100,070 | 100,663 |

▶ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|-------------|--------|--------|
| 当金庫預金積金 | — | — |
| 有価証券 | — | — |
| 動産 | — | — |
| 不動産 | 67 | 60 |
| その他 | — | — |
| 計 | 67 | 60 |
| 信用保証協会・信用保険 | — | — |
| 保証 | 18 | 17 |
| 信用 | — | — |
| 合計 | 85 | 77 |

▶ 貸出金用途別残高

(単位：百万円、%)

| | 2022年度 | | 2023年度 | |
|------|---------|-------|---------|-------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 60,957 | 60.9 | 65,405 | 64.9 |
| 運転資金 | 39,112 | 39.0 | 35,257 | 35.0 |
| 合計 | 100,070 | 100.0 | 100,663 | 100.0 |

▶ 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

| 業種区分 | 2022年度 | | | 2023年度 | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製 造 業 | 356 | 8,650 | 8.6 | 337 | 7,663 | 7.6 |
| 農 業、 林 業 | 1 | 76 | 0.0 | 1 | 101 | 0.1 |
| 漁 業 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 469 | 11,519 | 11.5 | 440 | 9,568 | 9.5 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 16 | 0.0 | 2 | 14 | 0.0 |
| 情 報 通 信 業 | 16 | 247 | 0.2 | 16 | 223 | 0.2 |
| 運 輸 業、 郵 便 業 | 79 | 3,079 | 3.0 | 79 | 2,621 | 2.6 |
| 卸 売 業、 小 売 業 | 314 | 6,474 | 6.4 | 295 | 5,493 | 5.4 |
| 金 融 業、 保 険 業 | 6 | 213 | 0.2 | 4 | 15 | 0.0 |
| 不 動 産 業 | 408 | 26,135 | 26.1 | 420 | 31,202 | 30.9 |
| 物 品 賃 貸 業 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 40 | 658 | 0.6 | 41 | 570 | 0.5 |
| 宿 泊 業 | 4 | 72 | 0.0 | 4 | 34 | 0.0 |
| 飲 食 業 | 153 | 1,997 | 1.9 | 157 | 2,097 | 2.0 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 120 | 1,643 | 1.6 | 116 | 1,364 | 1.3 |
| 教 育、 学 習 支 援 業 | 9 | 233 | 0.2 | 8 | 162 | 0.1 |
| 医 療、 福 祉 | 46 | 1,750 | 1.7 | 49 | 1,660 | 1.6 |
| そ の 他 の サ ー ビ ス | 180 | 3,819 | 3.8 | 177 | 4,927 | 4.8 |
| 小 計 | 2,203 | 66,588 | 66.5 | 2,146 | 67,722 | 67.2 |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — |
| 個 人 | 2,589 | 33,481 | 33.4 | 2,461 | 32,940 | 32.7 |
| 合計 | 4,792 | 100,070 | 100.0 | 4,607 | 100,663 | 100.0 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

▶ 預貸率

(単位：%)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---------------|--------|--------|
| 期 末 預 貸 率 | 60.01 | 61.68 |
| 期 中 平 均 預 貸 率 | 59.34 | 60.00 |

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------------|--------|------|-------|-------|-----|------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一 般 貸 倒 引 当 金 | 2022年度 | 84 | 70 | — | 84 | 70 |
| | 2023年度 | 70 | 45 | — | 70 | 45 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 | 2022年度 | 106 | 189 | 5 | 100 | 189 |
| | 2023年度 | 189 | 147 | 7 | 182 | 147 |
| 合 計 | 2022年度 | 191 | 259 | 5 | 185 | 259 |
| | 2023年度 | 259 | 192 | 7 | 252 | 192 |

貸出金償却の額

(単位：千円)

| | |
|--------|-------|
| 2022年度 | 3,528 |
| 2023年度 | 2,888 |

金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）
- (4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
- (5) 正常債権

▶ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 開示残高 (a) | 保全額 (b) | 担保・保証等による回収見込額 (c) | | 貸倒引当金 (d) | 保全率 (b) / (a) | 引当率 (d) / (a - c) |
|-------------------|-------------|------------|--------------------|-----------|--------------|------------------|----------------------|
| | | | 担保・保証等による回収見込額 (c) | 貸倒引当金 (d) | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2022年度 | 263 | 263 | 233 | 30 | 100.00 | 100.00 |
| | 2023年度 | 256 | 256 | 248 | 7 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 2022年度 | 1,817 | 1,746 | 1,587 | 159 | 96.10 | 69.21 |
| | 2023年度 | 1,733 | 1,648 | 1,508 | 139 | 95.08 | 62.12 |
| 要管理債権 | 2022年度 | 90 | 37 | 37 | 0 | 41.78 | 0.13 |
| | 2023年度 | 110 | 107 | 104 | 3 | 97.41 | 53.02 |
| 三月以上延滞債権 | 2022年度 | — | — | — | — | — | — |
| | 2023年度 | — | — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 2022年度 | 90 | 37 | 37 | 0 | 41.78 | 0.13 |
| | 2023年度 | 110 | 107 | 104 | 3 | 97.41 | 53.02 |
| 小計 (A) | 2022年度 | 2,170 | 2,047 | 1,857 | 189 | 94.31 | 60.58 |
| | 2023年度 | 2,100 | 2,012 | 1,862 | 150 | 95.80 | 63.10 |
| 正常債権 (B) | 2022年度 | 98,134 | | | | | |
| | 2023年度 | 98,729 | | | | | |
| 総与信残高 (A) + (B) | 2022年度 | 100,305 | | | | | |
| | 2023年度 | 100,830 | | | | | |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または貸借契約によるものに限る。）です。

(4) 有価証券に関する指標

▶ 商品有価証券平均残高

該当ありません。

▶ 有価証券の種類別の残存期間別残高

●2022年度

(単位：百万円)

| 区分 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め ないもの | 合計 |
|--------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|---------------|--------|
| 国債 | 300 | 302 | — | — | 1,493 | 640 | — | 2,737 |
| 地方債 | 401 | 200 | — | — | — | — | — | 601 |
| 社債 | 1,677 | 3,807 | 1,956 | 4,577 | 6,280 | 1,249 | 96 | 19,644 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 6 | 6 |
| 外国証券 | 400 | 1,094 | 1,981 | 3,228 | 13,270 | 953 | 3,855 | 24,785 |
| その他の証券 | — | — | 569 | — | — | — | 2,890 | 3,460 |

●2023年度

(単位：百万円)

| 区分 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め ないもの | 合計 |
|--------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|---------------|--------|
| 国債 | 300 | — | — | — | 1,486 | 610 | — | 2,398 |
| 地方債 | — | 199 | — | — | 99 | — | — | 299 |
| 社債 | 2,551 | 2,046 | 2,150 | 6,338 | 4,134 | 1,348 | 97 | 18,666 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 6 | 6 |
| 外国証券 | 398 | 2,101 | 2,950 | 5,039 | 9,165 | 747 | 4,129 | 24,532 |
| その他の証券 | — | — | 196 | — | — | — | 2,936 | 3,133 |

▶ 有価証券平均残高

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|--------|--------|
| 国債 | 2,966 | 2,584 |
| 地方債 | 1,235 | 393 |
| 社債 | 21,208 | 19,993 |
| 株式 | 103 | 6 |
| 外国証券 | 25,331 | 25,742 |
| その他の証券 | 3,321 | 3,183 |
| 合計 | 54,167 | 51,904 |

▶ 預証率

(単位：%)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|---------|--------|--------|
| 期末預証率 | 30.72 | 30.05 |
| 期中平均預証率 | 32.69 | 31.59 |

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 2022年度 | | | 2023年度 | | |
|--------------------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | 1,002 | 1,122 | 119 | 1,002 | 1,091 | 88 |
| | 地 方 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | — | — | — | — | — | — |
| | そ の 他 | — | — | — | — | — | — |
| | 小 計 | 1,002 | 1,122 | 119 | 1,002 | 1,091 | 88 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | 400 | 353 | △46 | 700 | 640 | △59 |
| | そ の 他 | 5,900 | 5,436 | △463 | 5,800 | 5,429 | △370 |
| | 小 計 | 6,300 | 5,790 | △509 | 6,500 | 6,070 | △429 |
| 合 計 | 7,302 | 6,912 | △390 | 7,502 | 7,161 | △340 | |

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 2022年度 | | | 2023年度 | | | |
|----------------------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | — | — | — | — | — | — | |
| | 債 券 | 国 債 | 6,248 | 6,207 | 40 | 3,885 | 3,872 | 12 |
| | | 地 方 債 | 603 | 599 | 3 | 300 | 299 | 0 |
| | | 社 債 | 601 | 599 | 1 | — | — | — |
| | | そ の 他 | 5,043 | 5,007 | 35 | 3,584 | 3,572 | 11 |
| | 小 計 | 3,367 | 3,035 | 332 | 3,706 | 3,334 | 371 | |
| 小 計 | 9,615 | 9,242 | 372 | 7,591 | 7,207 | 383 | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | — | — | — | — | — | — | |
| | 債 券 | 国 債 | 15,332 | 15,842 | △510 | 15,776 | 16,308 | △531 |
| | | 地 方 債 | 1,131 | 1,190 | △59 | 1,095 | 1,191 | △96 |
| | | 社 債 | — | — | — | 299 | 300 | △0 |
| | | そ の 他 | 14,201 | 14,652 | △450 | 14,381 | 14,816 | △434 |
| | 小 計 | 18,978 | 20,176 | △1,197 | 18,159 | 19,106 | △946 | |
| 小 計 | 34,310 | 36,019 | △1,708 | 33,936 | 35,414 | △1,477 | | |
| 合 計 | 43,926 | 45,262 | △1,335 | 41,528 | 42,622 | △1,094 | | |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|------------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社・子法人等株式 | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — |
| 非上場株式 | 6 | 6 |
| 組合出資金 | — | — |
| 信金中金出資金 | 628 | 858 |
| 合計 | 634 | 864 |

(2) 金銭の信託

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| <p>1. 運用目的の金銭の信託 該当ありません。</p> | <p>2. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。</p> | <p>3. その他の金銭の信託 該当ありません。</p> |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|

(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

- | | | | | | |
|-----------|-------|----------|------------------|-------|----------|
| 1. 金利関連取引 | ————— | 該当ありません。 | 4. 債券関連取引 | ————— | 該当ありません。 |
| 2. 通貨関連取引 | ————— | 該当ありません。 | 5. 商品関連取引 | ————— | 該当ありません。 |
| 3. 株式関連取引 | ————— | 該当ありません。 | 6. クレジットデリバティブ取引 | ——— | 該当ありません。 |

自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

バーゼルⅢ（新しい自己資本比率規制）への取組

【BIS規制】

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、バーゼル合意ともいいます。

自己資本比率の算出方法や最低基準等を定め、国際間における金融システムの安定化や、銀行間競争の不平等を是正することなどを目的として、1992年から適用が開始され、以降バーゼルⅡを経て、現在、バーゼルⅢまで進展しています。

【バーゼルⅢ（新しい自己資本比率規制）】

国際社会における金融システムの複雑化を踏まえつつ、より実態に適した内容に見直しされたものをバーゼルⅢ（新しい自己資本比率規制）とよび、当金庫のような国内のみにて活動する「国内基準行」については2014年3月期より適用となっています。

バーゼルⅢにおいて、国内基準行の規制については、我が国の実情を十分に踏まえ、金融機関の健全性確保や金融仲介機能の発揮が求められており、国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案した内容となっています。

2014年3月期から適用開始原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら段階的に実施していきます。また、2019年3月期から告示に基づきIRRBB（銀行勘定の金利リスク）のうち定量的開示の対象となるΔEVEを開示し、2020年3月期からΔNIIを開示しております。

当金庫では、本規制に真摯に取り組み所定の手続きを経て、適正な情報開示を行っております。

● 当金庫の自己資本充実の状況等について

▶ 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本の調達につきましては、地域のお客様による（普通）出資金としてお預りしているもののほか、当金庫が内部留保として積み立てているものが中核となります。

▶ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

新しい自己資本比率規制では、バーゼルⅡにおいて主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されていた自己資本が「コア資本」に括られました。

コア資本とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金等を加えたものから構成されます。

当金庫の自己資本の充実度に関しましては、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、新しい自己資本比率規制下においても国内基準である4%を上回っております。

また、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られており、経営の健全性・安全性を充分保っていると認識しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

また、期中において簡易的手法により、時点における自己資本比率の算出にも取り組んでいます。

▶ 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、個人や企業への貸出金債権などが財務・業況悪化などの要因により、その元金または利息の回収が困難となることにより、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出金債権に対する信用リスクを管理すべき最重要なリスクであると認識し、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則を踏まえ厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスク管理を徹底しております。

当該信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用リスクの計量化手法の高度化・精緻化に向け、現在、しんきん共同センターの融資統合システムの持つ機能を活用し、信用VaRの計測を月次で実施しています。さらに大口債務者のデフォルトが金庫経営に与える影響が大きいことから、未保全額が顕在化した場合に自己資本に及ぼす影響をストレステストの一環として実施しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク検討会議やALM委員会で協議検討を行うと共に、必要に応じて理事会や常務会で経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定規定」及び「資産償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先のうち大口債務者（与信額2億円以上）については、過去の回収実績を基に回収見込額を算定し未保全額から控除し残額を計上、他の債務者については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた貸倒損失率を乗じて算出しております。実質破綻先、破綻先については、未保全額に対し全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

また、保有する有価証券等の信用リスクについてもベンダーが提供しているシステムを用い、定量的なリスクを検討するほか、個別銘柄の価格下落が信用リスクに起因するものかなど、ベンダーシステムや証券会社等からの情報収集を行うなど日次管理しています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を算出するために使用する資産や債務者の種類ごとの掛目のことで、当金庫はあらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分ごとに定められたリスク・ウェイトを使用しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（S&P）

▶ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続き概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の審査において資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとし担保や保証に過度に依存しない姿勢に徹しております。審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しています。

①適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内として担保額を信用リスク削減額としています。

②貸出金と自金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない定期預金と定期積金の一部を相殺しています。信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としています。

③保証

国、地方公共団体、政府関係機関及び適格格付機関により一定以上の格付が付与されている法人が保証している債権（保証部分に限定）について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

▶ 市場リスクに関する事項

リスク管理の方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、一般的に確立された派生商品を含む市場取引による運用や、自己のALMポジションのヘッジ等取引を限定した、いわゆる「限定的なエンドユーザー型」を基本方針とし、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行っています。

▶ 出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

出資等エクスポージャーにかかるリスク認識については、当金庫の自己資本等に与える影響度合い及びリスク管理態勢に合う運用に努め、適正な収益を確保することを基本方針としております。

なお、保有する株式等について時価評価の下落要因についてベンダーシステムや証券会社等からの情報収集を行い、今後の見通しなどの分析を行っています。

簿価からの15%以上下落をロスカットアラームポイント、50%以上下落をロスカットポイントと定め、資金運用会議の実施や常務会への報告及び協議を行い、継続保有あるいは売却するかの判断を行っています。

また、当該取引における会計処理においては、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び金融商品会計に関する実務指針に従い適正な処理を行っております。

▶ 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、様々な経済環境の変化に伴い、市場金利が変動することにより、資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では金利リスクを重要なリスクの一つとして捉え、この事象に対応するためにその他の市場リスク（株式リスク、為替リスク等）との関係性を考慮しながら、金利リスクを一体的に管理しています。

具体的には、ベンダー提供システムを用い経済価値変化の指標である△EVEや期間損益の変化の指標△NIIの複数の金利ストレスシナリオに基づく計測を行うなど、銀行勘定の金利リスク量を総体的に管理しております。その他、最大予想損失率（VaR）やBPVなどの手法により計測・分析した金利リスクについては、自己資本との見合いや期間収益への

影響度、リスク量が過大となっていないか等をALM委員会及びリスク検討会議（原則月次開催）等に報告し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールを図るべく協議を行っております。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等）の満期の認識や固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の早期解約によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は以下のとおりです。

流動性預金については、明確な金利改定間隔がなく、お客様の要望によって随時払い出される預金であるため、長期間金融機関に預けられるコア預金（①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在残高の50%相当額、以上のうち最小の額）と定義し、当金庫では満期を5年以内（平均2.5年）に振り分けて金利リスクを計測しています。当金庫においては前記③を使用しております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

内部モデルは使用しておらず、 ΔEVE 及び ΔNII に重要な影響を及ぼす事項は該当がありません。

当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE / 自己資本の額))の結果は、監督上の基準値である20%以内に収まっており、問題のない水準となっております。

また当金庫では、 ΔEVE 及び ΔNII に加え、VaRによるリスク量を計測・分析しております。統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかを月次でモニタリングしております。その他BPV等の金利リスク管理指標等についても定期的にモニタリングしており、モニタリング結果についてはALM委員会及びリスク検討会議等に報告しております。

▶ 流動性リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができない、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理については、市場流動性の状況を適切に把握し対応すると共に、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り態勢を整備することを基本方針としております。

資金繰りについては、資金繰りの状況をその逼迫度に応じて平常時、懸念時、危機時に区分し対応を図る態勢とし、日次、月次ベースの資金繰り管理を行い、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が預金積金期中平残の一定割合以上を確保するよう管理し、毎月その状況についてリスク検討会議に報告しています。なお、緊急時の資金調達手段としては、信金中金からの資金調達や即時性の高い国債等の売却による資金調達も調達手段として想定しています。BCP（業務継続計画）の観点からも、発生事象毎に対応策を事前想定するなど、実効性の高い支払準備資産確保の具体的検討を進めてまいります。

▶ オペレーショナルリスクに関する事項

オペレーショナルリスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、サイバーテロや災害等の事象から生じる損失に係るリスクのことで、特に事務リスクとシステムリスクについては重要度の高いリスクと認識しております。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正をおこすことにより当金庫が損失を被るリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

今後、オペレーショナルリスクの管理高度化に向け、「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」も対象として管理強化を図ってまいります。

事務リスク管理方針及び手続きの概要

事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備・指導を図ると共に、厳正な事務管理に努めることを基本方針としています。

事務リスク管理担当部署による自店検査や営業店臨店指導を行うと共に、原則毎月1回開催されるリスク検討会議に状況を報告し、事務リスク軽減に向けた検討を行っております。

システムリスク管理方針及び手続きの概要

システムリスク管理においては、経営方針、経営計画に従い、当金庫の情報資産保護のための管理体制をしんきん共同センター等と連携しながら整備し、適切なシステムリスク管理運営を図ることを基本方針としています。

基幹システムについては、しんきん共同センターに加盟し、システムの安全管理への対応を図っております。

オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用していますが、リスク管理の高度化を図る中でより実態に即したリスク額算出手法についても、情報収集・研究を進めてまいります。

単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

| 項目 | 2022年度 | 2023年度 |
|--|---------------|---------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 8,640 | 9,001 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 563 | 607 |
| うち、利益剰余金の額 | 8,089 | 8,407 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 11 | 11 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | △1 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 70 | 45 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 70 | 45 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 20 | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 8,731 | 9,046 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額 | 19 | 17 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 19 | 17 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | 37 | 40 |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 57 | 58 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 8,674 | 8,988 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 90,022 | 94,126 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | — | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 3,940 | 4,029 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 93,962 | 98,156 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 9.23 | 9.15 |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

| 項目 | 2022年度 | | 2023年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 90,022 | 3,600 | 94,126 | 3,765 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 89,944 | 3,597 | 94,076 | 3,763 |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 80 | 3 | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 163 | 6 | 178 | 7 |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 54 | 2 | 55 | 2 |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | 20 | 0 | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 6,628 | 265 | 8,665 | 346 |
| 法人等向け | 32,946 | 1,317 | 32,907 | 1,316 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 21,945 | 877 | 22,190 | 887 |
| 抵当権付住宅ローン | 2,975 | 119 | 2,666 | 106 |
| 不動産取得等事業向け | 8,500 | 340 | 10,888 | 435 |
| 三月以上延滞等 | 502 | 20 | 441 | 17 |
| 取立未済手形 | 11 | 0 | 16 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 1,164 | 46 | 980 | 39 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 1,938 | 77 | 1,871 | 74 |
| 出資等のエクスポージャー | 1,938 | 77 | 1,871 | 74 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 13,009 | 520 | 13,210 | 528 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 475 | 19 | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 628 | 25 | 858 | 34 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 11,905 | 476 | 12,351 | 494 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 非STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | — | — | — | — |
| ルック・スルー方式 | — | — | — | — |
| マンドート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式 (1,250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | — | — | — | — |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 77 | 3 | 49 | 1 |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 3,940 | 157 | 4,029 | 161 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 93,962 | 3,758 | 98,156 | 3,926 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャーの期末残高 | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------|----------------|---|----------------|---------------|---------------|----------|--------|--------------------|------------|
| | | | 貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引 | | 債 券 | | デリバティブ取引 | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
| | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 国 内 | 156,619 | 154,875 | 100,303 | 100,830 | 22,983 | 21,364 | — | — | 108 | 112 |
| 国 外 | 20,929 | 20,403 | — | — | 20,929 | 20,403 | — | — | — | — |
| 地 域 別 合 計 | 177,548 | 175,278 | 100,303 | 100,830 | 43,913 | 41,768 | — | — | 108 | 112 |
| 製 造 業 | 17,226 | 16,063 | 9,115 | 8,089 | 8,111 | 7,973 | — | — | 0 | — |
| 農 業 | 76 | 101 | 76 | 101 | — | — | — | — | — | — |
| 林 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱 業 | 681 | 780 | — | — | 681 | 780 | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 13,504 | 11,497 | 13,209 | 11,205 | 294 | 291 | — | — | 4 | 4 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2,217 | 2,231 | 62 | 58 | 2,154 | 2,172 | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | 2,237 | 2,215 | 306 | 280 | 1,931 | 1,935 | — | — | — | — |
| 運 輸 業 | 6,585 | 6,003 | 3,366 | 2,902 | 3,219 | 3,100 | — | — | — | 1 |
| 卸 売 業、小 売 業 | 9,010 | 8,045 | 6,559 | 5,615 | 2,450 | 2,430 | — | — | 2 | 2 |
| 金 融 ・ 保 険 業 | 14,461 | 14,276 | 248 | 47 | 14,213 | 14,228 | — | — | — | — |
| 不 動 産 業 | 30,838 | 35,251 | 26,980 | 32,015 | 3,857 | 3,236 | — | — | 96 | 15 |
| 物 品 賃 貸 業 | 1,472 | 1,568 | — | — | 1,472 | 1,568 | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 829 | 730 | 829 | 730 | — | — | — | — | — | — |
| 宿 泊 業 | 72 | 35 | 72 | 35 | — | — | — | — | — | — |
| 飲 食 業 | 2,396 | 2,487 | 2,396 | 2,487 | — | — | — | — | — | 64 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 2,031 | 1,847 | 2,031 | 1,847 | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学術支援業 | 262 | 188 | 262 | 188 | — | — | — | — | — | — |
| 医 療、福 祉 | 2,012 | 1,867 | 2,012 | 1,867 | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス業 | 4,989 | 5,855 | 4,155 | 5,180 | 833 | 675 | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | 4,692 | 3,373 | — | — | 4,692 | 3,373 | — | — | — | — |
| 個 人 | 28,396 | 28,006 | 28,396 | 28,006 | — | — | — | — | 4 | 24 |
| そ の 他 | 33,562 | 32,860 | 222 | 172 | — | — | — | — | — | — |
| 業 種 別 合 計 | 177,548 | 175,278 | 100,303 | 100,830 | 43,913 | 41,768 | — | — | 108 | 112 |
| 1 年 以 内 | 42,191 | 43,469 | 6,076 | 7,534 | 2,780 | 3,250 | — | — | — | — |
| 1 年 超 3 年 以 内 | 10,725 | 8,695 | 2,821 | 4,348 | 7,903 | 4,347 | — | — | — | — |
| 3 年 超 5 年 以 内 | 13,414 | 11,228 | 8,429 | 6,128 | 4,985 | 5,100 | — | — | — | — |
| 5 年 超 7 年 以 内 | 16,903 | 23,467 | 5,378 | 12,089 | 11,524 | 11,378 | — | — | — | — |
| 7 年 超 10 年 以 内 | 33,798 | 22,828 | 19,833 | 7,941 | 13,965 | 14,886 | — | — | — | — |
| 10 年 超 | 60,268 | 65,354 | 57,610 | 62,647 | 2,658 | 2,706 | — | — | — | — |
| 期間の定めのないもの | 249 | 237 | 153 | 140 | 96 | 97 | — | — | — | — |
| 残 存 期 間 別 合 計 | 177,548 | 175,278 | 100,303 | 100,830 | 43,913 | 41,768 | — | — | — | — |

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、個々の資産の全部または一部について業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P40をご参照ください。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | 貸出金償却 | |
|-------------------|---------|--------|-----|--------|--------|
| | 期末残高 | | 増減 | 貸出金償却 | |
| | 2022年度 | 2023年度 | | 2022年度 | 2023年度 |
| 製 造 業 | 137 | 110 | △26 | 1 | — |
| 農 業 | — | — | — | — | — |
| 林 業 | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | — | — | — | — | — |
| 鉱 業 | — | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 6 | 1 | △5 | — | 1 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | — | — | — | — | — |
| 運 輸 業 | 4 | 4 | 0 | — | — |
| 卸 売 業、小 売 業 | 2 | 2 | 0 | — | — |
| 金 融 ・ 保 険 業 | — | — | — | — | — |
| 不 動 産 業 | 15 | — | △15 | — | — |
| 物 品 賃 貸 業 | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — |
| 宿 泊 業 | — | — | — | — | — |
| 飲 食 業 | 0 | 0 | 0 | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | — | — | — | — | — |
| 教 育、学 習 支 援 業 | — | — | — | — | — |
| 医 療、福 祉 | — | — | — | — | — |
| そ の 他 サ ー ビ ス | 2 | 2 | 0 | — | — |
| 国 ・ 地 方 公 共 団 体 等 | — | — | — | — | — |
| 個 人 | 20 | 26 | 5 | 3 | 1 |
| 合 計 | 189 | 147 | △42 | 4 | 3 |

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 | | | |
|------------------|------------|---------|--------|---------|
| | 2022年度 | | 2023年度 | |
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0% | — | 25,500 | 500 | 9,062 |
| 10% | — | 13,766 | — | 22,049 |
| 20% | 21,652 | 12,693 | 22,974 | 4,814 |
| 35% | — | 8,515 | — | 7,639 |
| 40% | — | — | 564 | 1,483 |
| 50% | 28,021 | 705 | 27,317 | 1,425 |
| 55% | — | — | — | — |
| 70% | — | — | 682 | 3,141 |
| 75% | — | 23,003 | — | 22,862 |
| 100% | 4,901 | 38,216 | 4,796 | 43,599 |
| 120% | — | — | — | 1,055 |
| 150% | — | 313 | — | 257 |
| 170% | — | — | — | — |
| 250% | — | 34 | — | 31 |
| 自己資本控除 | — | — | — | — |
| 合 計 | 54,575 | 122,749 | 56,835 | 117,423 |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保 証 | |
|-------------------------|-----------|----------|--------|--------|--------|
| | | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | | 898 | 770 | 12,438 | 12,872 |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

| 区 分 | 2022年度 | | 2023年度 | |
|--------|----------|----|----------|----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | — | — | — | — |
| 非上場株式等 | 634 | — | 864 | — |
| 合 計 | 634 | — | 864 | — |

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|-----|--------|--------|
| 売却益 | 6 | — |
| 売却損 | 16 | — |
| 償却 | — | — |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

| | 2022年度 | 2023年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | 5,109 | 4,839 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー | — | — |

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク | | | | | |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | ΔEVE | | ΔNII | |
| | | 2023年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2022年度 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,358 | 1,246 | 490 | 461 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | | | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 1,358 | 1,246 | 490 | 461 |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 2023年度 | | 2022年度 | |
| 8 | 自己資本の額 | 8,988 | | 8,674 | |

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

<報酬体系のディスクローズについて>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額及び賞与につきましては役位や金庫の業績等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 支 払 総 額 |
|-------------|---------|
| 対象役員に対する報酬等 | 116 |

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」94百万円、「賞与」7百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づくディスクロージャーの記載事項

| | |
|--|---|
| 1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項 | ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の ための取組の状況 …………… 7 |
| イ. 事業の組織 …………… 22 | 二. 金融ADR制度への対応 …………… 11 |
| ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 …………… 22 | 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況 に関する次に掲げる事項 …………… 32 |
| ハ. 会計監査人の氏名又は名称 …………… 22 | イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分 計算書または損失金処理計算書 …………… 32 |
| 二. 事務所の名称及び所在地 …………… 23 | ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの 額及び(1)から(4)までに掲げるものの 合計額 …………… 41 |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 …………… 25 | (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に 掲げるもの …………… 30 | (2) 危険債権 |
| イ. 直近の事業年度における事業の概況 …………… 30 | (3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ） |
| ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の 状況を示す指標として次に掲げる事項 …… 31 | (4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） |
| (1) 経常収益 | (5) 正常債権 |
| (2) 経常利益または経常損失 | ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官 が別に定める事項 …………… 45 |
| (3) 当期純利益または当期純損失 | 二. 次に掲げるものに関する取得価額または契 約価額、時価及び評価損益 …………… 43 |
| (4) 出資総額及び出資総口数 | (1) 有価証券 |
| (5) 純資産額 | (2) 金銭の信託 |
| (6) 総資産額 | (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引 |
| (7) 預金積金残高 | ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 … 40 |
| (8) 貸出金残高 | ヘ. 貸出金償却の額 …………… 40 |
| (9) 有価証券残高 | ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計 算書または損失金処理計算書について会計 監査人の監査を受けている場合にはその旨 … 34 |
| (10) 単体自己資本比率 | 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の 運営または財産の状況に重要な影響を与える ものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 53 |
| (11) 出資に対する配当金 | |
| (12) 職員数 | |
| ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を 示す指標として別表第一に掲げる事項 …… 37 | |
| (1) 主要な業務の状況を示す指標 | |
| ・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質 業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 （投資信託解約損益を除く。） | |
| ・資金運用収支の内訳、利鞘 | |
| ・受取・支払利息の増減 | |
| ・利益率 | |
| (2) 預金に関する指標 | |
| ・預金積金及び譲渡性預金平均残高 | |
| ・定期預金残高 | |
| (3) 貸出金等に関する指標 | |
| ・貸出金平均残高 | |
| ・貸出金残高 | |
| ・貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳 | |
| ・貸出金使途別残高 | |
| ・貸出金業種別内訳 | |
| ・預貸率 | |
| (4) 有価証券に関する指標 | |
| ・商品有価証券平均残高 | |
| ・有価証券の種類別の残存期間別残高 | |
| ・有価証券平均残高 | |
| ・預証率 | |
| 4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項 | |
| イ. リスク管理の体制 …………… 28 | |
| ロ. 法令遵守の体制 …………… 29 | |
| | 「自己資本の充実の状況」（自己資本比率規制の第3の柱） 単体自己資本比率を算出する場合における事業年 度の開示事項 |
| | 1. 自己資本の構成に関する開示事項 …………… 48 |
| | 2. 定量的な開示事項 |
| | (1) 自己資本の充実度に関する事項 …………… 49 |
| | (2) 信用リスクに関する事項 …………… 50 |
| | (3) 信用リスク削減手法に関する事項 …………… 51 |
| | (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 …………… 52 |
| | (5) 証券化エクスポージャーに関する事項 … 52 |
| | (6) 出資等エクスポージャーに関する事項 … 52 |
| | (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項 … 52 |
| | (8) 金利リスクに関する事項 …………… 52 |

